CNN III

2006/1/10 発行

プライバシー インターナショナル ジャパン(**PIJ**)

国民背番号問題検討 市民ネットワーク Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)



季刊発行年4回刊

こざいます

巻頭

公権力の存在感を強める、 **ひ弱な** "民"

一 信頼揺らぐ、監査法人、民間の建築確認検査機関、マスメディア

ネボウの粉飾決算に絡んで逮捕された公認会計士(CPA)を出した中央青山監査法人は、わが国の4大監査法人の一つ。CPAは、投資家をはじめ企業の会計情報を利用する社会全体に対して責任を負う公共性の高い専門職。顧客の企業から報酬を得ているとしても、CPAの独立性は、公共的な使命を果たすには必要不可欠だ。

民間の自治による社会的な合意の仕組みが会計監査制度。しかし、この制度は、大規模な監査法人のCPAが不祥事を起こしたことから、社会の信頼を損ねた。金融庁の監督強化、公権力の存在感を強める結果を招いている。ひ弱な"民"を見る思いである。

千葉県の建築設計事務所が構造設計書を偽造していた問題が発覚した。建築主がその構造設計書のチェックを依頼していた民間の指定建築確認検査機関「イーホームズ」が野放図なチェックをしていた。このため、この指定機関で建築確認を得て建てられたマンションは、震度5強の地震では倒壊の恐れが強いという。社会に衝撃が広がっている。

住宅やビルを建てるときには建築基準法に定められた安全基準を充たしているのか、検査を受ける必要がある。建築主が国交省などが認めた民間の指定建築確認検査機関か自治体に依頼する仕組み。かつては、自治体が建築確認を一手に担っていた。しかし、この業務は1999年に民間に開放された。現在は、122

主な記事

- ・巻頭言~公権力の存在感を強める、ひ弱な"民"
- ・プライバシー保護で、報道の自由は護れるのか
- ・マスメデイアと林真須美被告肖像権訴訟
- ・問われるNHK「BSディベート」のあり方
- ・雇用主による被用者の電子メール内容のチェック
- ・豪・連邦職場電子メールガイドライン
- ・最新のプライバシーニューズを点検する

の指定機関があり、2004年度は全建築確認の56%を担っている。民間の検査機関は検査が甘いとのうわさがあった。まさに、今回の不祥事は、このうわさが的中、建築確認業務の民営化(官民競争)策は裏目に出ている。ここでも、 "民" は社会の信頼を損ね、国交省の監督強化、公権力の存在感を強める結果を招いている。ひ弱な "民" を見る思いである。

今、わが国のマスメディアは、社会の批判の矢面にたたされている。メディアスクラム(集団的加熱取材)、興味本位な報道や写真掲載、さらには「官製」報道姿勢等々、原因も多彩だ。

こうした事実を逆手にとり、行政府や立法府はもちろんのこと、司法府も含め、公権力はマスメディア封じに懸命だ。プライバシーの保護、肖像権の保護、被害者・加害者の保護等々、 "人権の保護, の名の下、マスメディアの取材の自由・報道の自由が大きく揺らいでいる。ひ弱な "民, を見る思いである。

だが、マスメディアが「第四の権力」として健在であることは、民主主義にとり、必要不可欠。PIJを含めプライバシー保護団体は、公権力に迎合し、「第四の権力潰し」の片棒担ぎになってはならない。「マスメディアの報道の自由と国民のプライバシー保護」の課題について、利益考量を重視し、真摯かつ慎重な議論が必要だ。

それにしても、わが国の "民" はひ弱である。監査 法人、民間の建築確認検査機関、マスメディア、どれ 一つとっても社会からの信頼は揺らいでいる。これを よいことに、公権力はその存在感を強める一方だ。 PIJを含め、民間各界は、強い "民"を目指し、社会からの信頼回復に向けて一層の努力を重ねようでは ないか。

2006年1月10日 PIJ代表 石 村 耕 治

PIJは、プライバシー保護の "正義の味方"で、報道の自由は護れるのか

── このままでは、報道の自由、マスメディアの存立が危うい!!

《対論》

石 村 耕 治 (PIJ代表·白鴎大学教授) 辻 村 祥 造 (PIJ副代表·税理士)

ま、わが国の「報道の自由」、「マスメディアの独立」が危うい。プライバシーの保護、肖像権の保護、被害者・加害者の保護等々、"人権の保護"の名の下、マスメディアの取材の自由・報道の自由が大きく揺らいでいる。

マスメディアは、民主主義の健全な発展にとり、絶対に必要不可欠な存在である。事実、わが国のマスメディアは、戦後、憲法で保障された「表現の自由」の下、戦前の反省と自己責任のルールにおいて、自由な報道と言論を展開してきた。

公権力によるマスメディア規制の契機になったのは、2005年4月に全面実施された個人情報保護法である。その後は、政府が国会に出した人権擁護法案、青少年を保護するための青少年有害社会環境対策基本法案と続く。さらには最近にわかに現実味を帯びてきた憲法改正論議でも、マスディア規制を求める声が高まっている。ここでは、「人権保護」とは無関係の、単なる「マスメディア封じ」の観点から主張されているのが特徴だ。

マスメディア規制の動きは、これらに留まらない。裁判員制度の導入に伴い刑事裁判に国民参加の道が開かれた。しかし、ここでも、裁判員のプライバシーを護り、裁判の公正を期すために、さまざまな取材・報道規制が盛り込まれた。

いまや、立法府(国会)のみならず、司法府 (裁判所)までもがマスメディアを縛ろうと必死である。「法の支配」の御旗の下、取材の自由・報道の自由に対する司法権力の介入は、日に日に露骨になってきている。

裁判所は、報道内容や掲載写真などが、名誉 毀損だ、プライバシー侵害だ、肖像権侵害だと 訴えれば、積極的にマスメディア側の法的責任 を認める姿勢を強めている。しかも、下される 損害賠償額は年々高額化している。掲載予定の 記事や写真の差止請求にも積極的に応じてい る。

マスメディアに対する態度は、日弁連や憲法学者など、かつては表現の自由や報道の自由などの保護に熱心だった勢力も、今では冷めた目で見ている。日弁連の中には、人権擁護機関の必要性にエールを送り、政府によるメディア封じを支持する勢力が増えつつある。憲法学者の世界でも、表現の自由や報道の自由などの保護に無関心な者が増えてきている。

多くの国民をうんざりさせている事実はまだまだある。被害者の心情に配慮せず、大挙して押し寄せ、マイクを向け写真を撮る「メディアスクラム(集団的加熱取材)」はいまだ留まるところを知らない。また、"芸能・娯楽"の感覚での興味本位な報道や写真掲載、さらには記者クラブでの当局御用達のような「官製」報道姿勢等々、枚挙に暇(いとま)がないほどである。

こうした状況では、マスメディアの被害者のプライバシーや肖像権などの「人権」保護を掲げて、マスメディアを断罪する "正義の味方"が現れたとしてもいっけん不思議はない。だが、一斉に"マスメディアたたき"をし、取材の自由や報道の自由を封殺する動きは、「角を矯めて牛を殺す」ことになりかねない。熟考を要するところである。

PIJは、プライバシー保護の"正義の味方"ということで政策提言を続けてきている。しか

し、プライバシー保護の名の下に、マスメディアを「敵視」し、取材の自由・報道の自由を封殺してしまうことに手を貸す勢力になってはならないのは当たり前のことである。では、この当たり前のことを実践するためにも、PIJの姿勢はどのようにあったらよいのであろうか。実に重い課題ではあるが、石村耕治PIJ代表と辻村祥造PIJ副代表に自由に議論していただいた。

(CNNニューズ編集局)

報道の自由、公共性・公益性とは

(辻村)国民の個人情報、あるいはプライバシーを護るための政策提言を行おうというのが、PIJの設立趣旨です。ところが、国民のプライバシーを積極的に護ろうと頑張ると、マスメディアが享受する「取材の自由」とか、「報道の自由」とぶつかり合うことが多く出てきます。こうした点について、どういった「方針」で臨むのか、PIJのような団体は、そのスタンスを明確にするように求められる時代に入ったと思います。そこで、今回は、こうした点を含め、「プライバシーの保護と報道の自由」について煮詰めていきたいと思います。

(石村)本題に入る前に、基本的なことを整理して見たいと思います。まず、「プライバシー侵害の要件」についてです。

(辻村) つまり、どういった場合に、侵害になる かですね。

(石村)そうです。一般に、侵害になる場合とは、同意なしの 私生活上の事実の公表や 非公知の事実の公表、 不快感を覚える事実の公表などをあげることができると思います。また、法的には、ストレートに個人情報の公表 = プライバシーの侵害とはなりません。それから、侵害を認定されても、「公共性」ないしは「公益性」があるとされれば、免責されます。

(辻村)ということは、放火犯の氏名や年齢、生立ちなどについて、本人の同意なく報道したとしても、「公共性」ないし「公益性」があり、社会一般で受け入れられる通念で考えられる「報道の自由」の範囲内にあれば、プライバシーの侵害は問題にならないということですね。

(石村) おおよそ、そのような理解でよいと思います。

社会通念や公共性・公益性も移り 変わる

(石村)ただ、具体的には、裁判所の判断や国民の常識・社会通念などに任されることになる要素が多いわけです。また、これらの要素も、時代とともに変化していきます。ですから、そんなに単純にはいかないところもあります。

(辻村)つまり、それまで常識的に社会に受け入れられてきたことも、事例によっては、プライバシー保護に対する国民感情の高まりなどから、受け入れられなくなることもあるということですね。

(石村)例えば東京高裁は、悪質な脱税や滞納などに関する納税者情報を開示・報道することが公益目的や租税正義に資し、社会通念上相当と認められる場合には、課税庁職員の守秘義務の解除

(違法阻却自由の拡大)を認める判決を下しています(東京高裁昭和59年6月28日判決・訟務月報30巻12号73頁以下)。

(辻村)ということは、脱税事件などの実名報道は、ほ脱者の氏名等を公表・報道してもプライバシー侵害にはならないわけですね。

(石村)そうです。しかし、一方で、従来から社会的に受け入れられてきた申告書の公示制度、いわゆる「高額所得者番付」の公表は、見直しが求められてきています。納税者本人のインフォームドコンセント(説明をした上での承諾)を得ない金融プライバシーの公開で、プライバシーを大事にする時代にはそぐわない制度だと批判されてきています。

(辻村)確か、政府税調も、廃止を含めたこの制度の見直しを求めていますね。

(石村)そうです。マスメディアも、高額所得者

番付の "大本営発表" をそのまま記事として掲載するのは止めなければならない時代に入っていると思います。

(辻村)まさに、国民のプライバシー公開の是非 を判断する際の、社会通念や公共性・公益性とか も、時代とともに変わってくるわけですね。

(石村)マスメディアも、こうした国民のプライバシー報道に対する市民感情や社会通念の移り変わりを織り込んだ上で報道する姿勢が求められるわけです。

プライバシー保護における国家の 役割は

(辻村)ところで、憲法を読みますと「人権」に ついて定めていますが。こうした"人権"は、元 来、公権力(国家権力)から国民を保護するため に憲法で制度的に保障されたわけですよね。

(石村)そうです。発展途上国などでは度々警察や軍隊が国民を拷問したり、ひどい扱いをするなど、"人権侵害"が問題になりますが・・・。まさに、こうしたケースを防ぐために設けられた規定です。

(辻村)ところが、2005年4月から本格実施された個人情報保護法のような法律は、こうした古典的な人権侵害とは一味違う国民の権利救済を狙いとしているわけですね。

(石村)そうです。従来からの古典的な「公権力」による人権侵害に加え、国民が報道機関や民間企業など「私人」から人権侵害を受けた場合も救済しようという趣旨の法律です。しかも、私人による人権侵害の場合には、最終的には「公権力(国家権力)」、とくに「行政(役所)」、が間に入って被害者を救済しようという趣旨で定められた法律です。

(辻村)つまり、民間業者が、個人の金融情報とかを垂れ流しにして、被害を与えた場合に、被害者は、その業者や業界団体に苦情をいうこともできる。しかし、それでも、解決しない場合には、都道府県や国の監督官庁、つまり「行政」に助けを求めることができる、という仕組みを作ったわけですね。

(石村)そうです。民間に任せておいても、人権 侵害はなくならないときには、「官(役所・行 政)」が積極的に、事業者と私人の間に入って解 決しましょう、というわけです。

(辻村)ある意味では、「行政(役所)依存が大

好き」な国民性にマッチした法律であったわけで すよね。

(石村)そうともいえます。ところが、 "報道"とか、分野によっては、この法律によって、役所が「国民のプライバシー」を仕切る "ホワイトナイト" のような形でしゃしゃり出てこられると、自由な取材、報道が難しくなってしまうわけです。

(辻村)で、最初の個人情報保護法案が出てきた 段階で、報道機関とか言論人などが "待った"を かけたわけですね。

個人情報保護法の"想定外の威力"

(石村)わが国のマスメディアは、戦後、憲法で保障された「表現の自由」の下で、自由奔放な報道と言論を謳歌してきました。政府の方も、戦前のマスメディアに対する検閲・発禁処分、記者の弾圧、官製報道の強制などありとあらゆる悪行に対する "反省"を踏まえ、あからさまな介入を避けてきました。しかし、近年、マスメディアは、モラルが問われ、国民の反感をかうことが多くなってきました。

(辻村)確かに、犯罪や災害の現場に大挙して押し寄せ、被害者の心情を無視して、マイクを向け写真を撮る「メディアスクラム(集団的加熱取材)」など、取材される側の人権に配慮しない姿勢が目立ちますね。それから、 "芸能・娯楽"の感覚での興味本位な報道や写真掲載なども、被害者側から見れば、耐え難いところですよね。

(石村)まあ、以前は、こうした取材・報道に関係するプライバシー・人権「被害」があったとしても、犠牲者は"泣き寝入り"するしかなかったわけです。こうした泣き寝入りを放置したままにしないためにも、民間機関に適用ある個人情報保護法を制定しようということになったわけです。で、当初の法案では、報道機関にも、この法律を適用しようということでした。

(辻村)笑ってしまうのは、当時、この当初の法案は「手ぬるい、もっと役所(行政)がちゃんと仕切らないとダメだ」といった論調の新聞もあったわけですから。

(石村)そうした新聞もありましたね。新聞などマスメディアはこれまで役所(官)となあなあでやってきたわけですから。しかし、マスメディア側は、よく考えて見ると、個人情報ないしはプラ

イバシーを活用して "商売" やっているのが自分ら。この法律をもっと厳格なものにしろと主張したら、回りまわって自分らをもっときつく縛ることになってしまう。「個人情報保護法は言論弾圧法」になりかねないということで、この法案に反対の "のろし"をあげることになったわけです。

(辻村)で、結果的には、一部修正ということで、報道目的での個人情報の活用は、この法律の適用外となったわけですね。

(石村)そうです。しかし、個人情報保護法の制定をきっかけにして、国民のプライバシー意識が徐々に高まってきました。マスメディアの報道姿勢などに関しても、さまざまな「被害」が訴えられるようになってきました。

(辻村)そして、いまや、マスメディアは、プライバシー保護の面では、国民から第一級「戦犯並」と名指しされるような、深刻な状況にあるわけですね。

(石村)マスメディアにとっては、まさにこの法律について"想定外の威力"を感じているというのが本音ではないでしょうか。

(辻村)そうでしょうね。個人情報保護法上、自分らは一応 "治外法権"が与えられていると誤認していましたからね。

続出する「第四の権力潰し」の法律

(石村)マスメディアは、"第四の権力"とか呼ばれ、"権力を監視する役割"を担っているわけです。

(辻村)身に覚えのない罪で捕まり、起訴され、 長期間にわたり身柄が拘留される・・・。こうし た事例に果敢に立ち向かい、捜査機関の誤認逮捕 などの事実を暴き、被害者を助け出す。報道の自 由が護られなければ、こうしたことはできないわ けです。

(石村)官製談合、役人の不正・汚職、政官癒着等々、さまざまな諸悪をあばくことができるのは、まさに、マスメディアが権力に対する"対抗勢力"、"第四の権力"として健全に存在して初めて可能になるといえます。

(辻村)しかし、実際は、時の政治権力に弱かっ たりしますね。

(石村) NHKの記者などはその典型です。公共 放送と言ってはいるのですが、報道倫理とかがあ いまいなことや、礼儀作法などを含め、基本的な ことが十分な訓練ができていないということが 多々見受けられます。

(辻村)記者本人が悪いというよりは、時代が変化しているのに、いまだ社会主義国の放送局のような雰囲気があるのが問題なのでしょうけど。

(石村)「公共性」とは "国サイドにあること" と、履き違えている感じも見受けられます。です から、NHKは、記者などの "気質の民営化"を 含め、本物の第四の権力たりうる組織のあり方を 検討する時期にきているということでしょう。そ れから、後でもう少し詳しく触れますが、マスメ ディア全体の問題だと思いますが、記者クラブの 仕組みにあぐらをかき "大本営発表"を繰り返す 新聞や放送局も少なくないわけです。これも諸悪 の根源の一つです。

(辻村)つまり、報道倫理の確立が後手に回っていることや、第四の権力とか呼ばれながらも、行政からちゃんと自立できていないために、権力と対等に戦えない点なども、国民の信頼が揺らぎ、道を険しくしている原因だ、ということですね。(石村)仰せのとおりです。役人は実に狡猾です。こうした状況を見ながら、個人情報保護法に次いで、メディア封じ策をそっと忍ばせた法案を続々と出してくると思います。

(辻村) "第四の権力潰しのグッドチャンス" とばかりに、ですか。

(石村)そうです。そうした法案に一つに、政府 が国会に提出した人権擁護法案があります。

(辻村)確か、この法案は、部落差別や企業による人権侵害の救済をねらいとしたものとされていましたが。

(石村)しかし、現実には、もっぱらマスメディアによる被害に役所が介入できるようにしようとする魂胆がありありですよ。

(辻村)要は、「報道の自由」を「官(役所)」が 仕切れる仕組みを作ろうというわけですね。

(石村)そうです。それから、青少年を保護する ということで提案された「青少年有害社会環境対 策法」も、同じ構図です。

(辻村)この法律は、自民党だけではなく、民主 党も制定するように求めていますが・・・。

(石村)与党・野党を問わず、政治家は、いろいろ知られたくない事実を書かれるものだから、役人と、マスメディア封じの面では、利害が一致するところもなきにしもあらず、でしょう。

(辻村)こうした法律は、公権力によるマスメデ

ィア規制につながるものであり、表現の自由・報 道の自由を危機に陥れる可能性が高いものですよ ね。

(石村)マスメディアが、こうした法律や法案に 反対の声を大にしても、国民に信頼されていないか ら、余り共感が得られない。こんなところにも、こ の問題の深刻さを読み取ることができます。

《人権擁護法案に盛られたマスメディア規制とは》

人権擁護法案は、2002年に提出された。この法案の問題 点は、大別すれば次の二つ。一つは、新設する人権擁護委員 会の独立性の問題。同委員会を、法務省の外局に置くとした ため、「同じ穴のむじな」との批判が噴出。そして、もう一 つの問題は、マスメディア規制の問題。法案では、いわゆる メディアスクラム (集団的加熱取材) などがあった場合で平 穏を著しく害するときには、不当な差別、深刻な虐待と同等 とみなし、救済の対象としたことだ。こうしたマスメディア を敵視した法制は、世界的にも例を見ない。マスメディア側 から批判が続出し、この法案は2003年に廃案となった。 しかし、2005年に至り、マスメディア規制条項を「凍結」 するなど一部修正をした上で再提出する動きが出てきた。一 部凍結されても、「差別的な言動の規制」など、いまだ"言 葉狩り, 条項などを通じて公権力が報道に介入できる余地が あるなど、「言論の自由」保護派には歓迎されない法律である ことには変わりがない。マスメディア界は警戒を強めている。 いずれにせよ、こうした問題は、「行政」の出番ではなく、最 終的には「司法」で解決すべき問題である。法科大学院も軌 道に乗り弁護士の量産にメドがつき、かつ、行政を小さくす る「小さな政府」が国是とされている昨今、人権擁護委員会 の仕組みは要らないのではないか。

どういった報道姿勢が求められるのか

(辻村)こうした状況を変えていくには、取材の自由、報道の自由を護りつつ、プライバシーをはじめとした報道・取材される側の人権を大事にし、「被害」をなくしていくことは急務だと思いますが。このためには、取材・報道はどうあるべきなのでしょうか。また、「被害」の救済を旗頭としたマスメディアへの公権力の介入を防ぐために、マスメディアはどういった姿勢を保つべきなのでしょうか?

(石村)まあ、理念としては、 **"マスメディアによる報道は、第一義的には、国民の「知る権利」に奉仕するものであり、民主主義存立のための「真実の伝達」を責務としている。** といえるでしょう。かなり「原理主義」的で、こうした "祝詞"、みたいな言い回しでは抽象的過ぎる、という批判があるとは思います。しかし、こうした理念に忠実な姿勢を保つことは大事だと思います。

(辻村)まあ、議論する場合には、何らかの "スタンダード(基準)"は必要ですから、 "原点"としての意味はあると思います。

(石村)国民の「知る権利」、「真実の伝達」に 仕えるべきだということは"理念"として広く受 け入れられると思います。ところが、取材の現場 では、マスメディアが正確な情報を国民に伝えよ うとすれば、私人のプライバシー権とぶつかり合 い、両者の調整が迫られる場面がさまざま出てく るわけです。

(辻村)そうですね。何でも報道すればいいというものではなく、人権との調和や社会的利益との調整のために一定のルールが必要であり、マスメディアは、それを遵守するように求められますね。

(石村) こうしたルールを護り、国家・公権力からの不当な干渉・コントロールを受けないように自助努力が必要です。これは、すでに触れたように、マスメディアには「公権力の行き過ぎの監視」という重要な使命がありますから、自らが公権力を的確に監視できるようにする能力を持つためにも重要です。

(辻村)しかし、実際は、自戒自浄がしっかりとできていない。「警察や国税庁など当局がリークした情報への過度な依存」ばかりか、「横並びの報道の原因でもある「メディアスクラム(集団的加熱取材)」、「センセーショナルな乗りの取材・報道によるプライバシー侵害」、「加害者少年の実名・顔写真報道」等々。いわゆる "マスメディアの暴走"が後を絶たないわけです。特に、週刊誌とかが、この面ではひどいような気もします。

(石村)確かに、 "商業主義"に根ざした写真週刊誌などは、 "暴走"気味ですね。ただ、新聞も例外ではないところもあります。例えば、確定申告期が近づくと、当局発表の "申告漏れ・脱税記事"が連日各紙をにぎわすわけです。記者に「裏は取ったのか」と聞きますと、多くは大本営(当局)発表を「そのまま載せている」とのことでした。これではいけない、と思います。

記者クラブの功罪

(辻村)こうしたマスメディア体質が生み出されるのには、どのような背景があるのでしょうか? (石村)大きく、二つあると思います。一つが 「記者クラブ」の存在です。

(辻村)と言いますと?

(石村)記者クラブがあることで、情報へのアクセスが容易・迅速にできるというメリットがあります。一方で、当局側への偏向、便宜供与など「官製ジャーナリズム化」という由々しい問題があります。

(辻村)つまり、"大本営発表"を掲載することで、権力側に偏頗する姿勢を持ったジャーナリズムが育成される温床にもなっているというわけですね。誤認逮捕を平然と報道し、国民の信頼を失うことなどの一因にもなっています。

求められる "ジャーナリズム道", の 確立

(石村)そうです。記者クラブ制度の再検討が必要です。それから、もう一つは、わが国の「ジャーナリスト教育」の問題です。

(辻村)どういった点が問題なのでしょうか? (石村)問題は、各報道機関による「企業内ジャーナリスト」の育成方法です。一貫した職業倫理に乏しく、各報道記者がどう職業倫理を学ぶかは、それぞれの企業に任されていることが問題です。

(辻村)まあ、欧米では、大手の企業では、新入 社員に対して、「職業倫理」とか、「社会的責 任」などについて、はじめに叩き込むと聞いてい まますが。そうしたことが行われていないという ことでしょうか?

(石村)まあ、そのことは、新聞社に限らず、一般の大手企業でも同じではないでしょうか。推測ですが、各新聞社が、新入社員ないしは記者に対して、そうした研修が継続的・反復的に行われていないのも事実でしょう。当然、こうした研修の導入も早急に検討する必要があると思います。

(辻村)では、研修以外には、何が求められているのでしょうか?

(石村) たとえこうした研修が行われているとしても、現在は、各企業別に実施されているのではないでしょうか。今、求められるのは、"武士道"ならぬ、"ジャーナリズム道"のような普遍的な職業倫理の確立ではないでしょうか。

客観的な職業倫理を学ぶ機会の提供

(辻村)ただ、ひとくちにジャーナリストといっても、フリーの人もいれば、報道記者のように組織に属する人もいますから、その点も織り込んで考えなければいけませんよね。

(石村)仰せのとおりです。

(辻村)まず、組織に属するジャーナリストを考えてみましょうか。

(石村)この場合、組織の上部から人権侵害にあたるような取材・報道をするように迫られたとします。

(辻村)現場の記者は、自らの職業的な使命感に基づいて、客観的に自分で判断するのが非常に難しいですよね。そういった教育を受けていないのですから。

(石村)それから、かつて私を取材したある新聞記者がその後転身してある自治体の市長になりました。その立候補の挨拶文や献金案内が、選挙民でもない私のところに繰り返し郵送されてきたことがあります。

(辻村)まあ、組織で記者として取材したときに 入手した個人情報の目的外利用の典型ですよね。

(石村)それしか考えられません。ですから、現場の記者が取材で得た個人情報をプライバシー保護の観点からはどう処理すべきなのか、あるいは、その記者はどういった基準で、流用を是としたのかが問われてくるわけです。

(辻村)こういった事例分析をして見ますと、報道記者などは、縦割りの自社研修だけでは不十分ですよね。各記者に、客観的な判断基準、スタンダード、いわゆる "ジャーナリズム道" を、学ぶ機会を与える横断的な研修とかが必要ですよね。

(石村)そうです。欧米では、一企業の壁を越えたジャーナリスト教育が行われ、ジャーナリストを独立した「職業人」とみています。わが国でも、学ぶべき点ではないかと思います。

(辻村)大学の中には、新聞学科とかを置いているところもあります。こうしたところでは、ジャーナリストの職業倫理とかを教授していないのでしょか。

(石村)調べていないので、定かではありません。ただ、現場にいる記者の研修が大学の教育と同じレベルのものであっていいのかは精査する必要がありますね。いずれにしろ、報道記者などが、各組織から独立した形で職業倫理などを学べる機会を保障する必要性は高いといえます。新聞社などが中心となって大学に資金を提供し、「ジ

ャーナリストの職業倫理教育」に関する寄付講座 を置くのも一案ですね。

(辻村)組織に属する報道記者などとは違い、フリージャーナリストの場合はどうでしょうか。

(石村)難しい問題ですね。そもそも、組織にな じまないタイプが多いですから。ただ、フリーの 場合も、記事や写真を掲載するとなると、組織を 利用せざるを得ませんから。

(辻村)ということは、フリーの人たちにも、 記事や写真などを掲載・公表する新聞社や雑誌 社などがジャーナリストとしての職業倫理を客 観的に学べる機会を提供してやることで、可能 ですね。

(石村)一案ですね。ただ、なかなか、このわがままな連中はアコモデートしようとしない、とは思いますが。ただ、フリーの場合、記事や写真に掲載は匿名でない場合が多いでしょうから、逆に、組織にいる記者などよりは、"自己責任"は取れる仕組みにはなっていると思います。

(辻村)あくまでも、「ジャーナリストとしての 普遍的な職業倫理」を頭に入れてもらうための機 会を提供するということですね。

(石村)仰せのおりです。フリージャーナリストをアウトサイダーと見て、現在のマスメディア体制の枠内に押し込めようとするだけではいけません。彼ら"インディーズ(indies)"、"自主制作派,がいるからこそ、健全な批判が育ち、

"官製ジャーナリズム化"への抵抗体となっているのも事実ですから。

ブログの台頭と報道の自由

(辻村)それから、フリージャーナリスト、ある いは、アウトサイダーの報道の自由との関係で問 題になるのが、インターネット上の「ブログ(b log)」の台頭だと思います。

(石村)そうですね。最近のブログ(日記風簡易ホームページ)は、ちょっとしたITの知識や技術があれば、誰でも作れますからね。自由に自分の意見を発信できるようになりましたね。ブログは、ある意味で、 "インディーズ(indies), "自主制作派,"ともいえる存在ですね。(辻村)ブログでの意見表明とか、評論などは、マスメディアの場合とは同等に扱われていません。例えば、現行の公職選挙法を取り上げてみます。候補者だけではなく一般の人も、選挙期間中

は、特定の候補者や政党について、おおざっぱな言い方ですが、 "広く世間に向けて意見を述べること" は禁じられています。で、総務省は、ブログやHPで、選挙期間中に特定の候補者や政党について "論評"をすることは、公選法違反の "可能性が高い"としています。

(石村)まあ、総務省の解釈で、公選法に明確に 定められているわけではないでしょうけども。

(辻村)確かに、そうでしょうけども。総務省の解釈に従うとしますと、マスメディアの場合は、報道の自由がありますから、候補者や政党を自由に論評することができるわけです。それで、今回の選挙を取り上げてみても、この特権を利用して、マスメディアは、小泉首相の仕掛けた「刺客」キャンペーン、「郵政民営化」キャンペーンなどに丸乗り、狂乱したわけです。

(石村)その一方で、小規模政党や泡沫候補については、扱いは軽く義理程度の報道。明らかに「公正さ」を欠いていましたよね。

(辻村)こうみると、確かに、マスメディアに対してだけ特典を与える形での公選法の解釈には問題があります。

(石村)同感です。確かに、ブログ、HPによる 論評は訳の分からないものも多いし、公正とはい えないものも多々あります。また、候補者が一般 の有権者を装って、ブログ、HPを立ち上げるこ とも考えられます。

《ブログとは何か》

プログとは、インターネット上で自分の意見を日記のような形で書き込み、掲載・公表し、第三者と自由に意見交換ができる簡易型HP。インターネットを意味する「ウエッブ」と、書込みの記録を指す「ログ」を合わせた造語「ウエッブログ」の略語。難しい知識は要らず、一般的な作成ソフトは、2千円~6千円程度、しかも運営サイトに登録するだけで自分専用のブログをつくることができる。アメリカ同時多発テロ事件をきっかけに個人が情報を発信する方法として、広がりをみせている。

総務省の調べでは、2005年5月時点で、わが国の国内155のプロバイダーが一般向けブログサービスを提供しているという。また、2005年3月時点で、開設されたブログを利用したインターネットユーザーは、延べで335万人。2007年3月までには782万人に至る見通し。プログには、広告が掲載されるていことから、関連するソフト、サービスなどを含め、 "プログ市場"は、2006年度には、150億円程度にまで達する見通しである。

(辻村)もっとも、現在の圧倒的な数からして些細な数に当たるでしょうし、全体の情報量からみれば、たいした影響力はないと思いますが。

(石村) 私もそう思います。もちろん、ブログや HPを媒介としてネット上に流される、特定候補 などに対する名誉毀損に当たるような情報や嫌が らせ情報など "怪情報"のチェックは問題となる と思いますが。

(辻村)だからといって、選挙論評について、ブログやHPに対してジャーナリズム特典を否定する考え方は好ましくないのではないでしょうか。

(石村)もちろんのことです。まあ、公権力は介入したくてウズウズしているでしょうけども。実際には、公式サイトは別として、ブログとかに対するこうした規制は難しいと思いますが。ともかく、この問題を考える場合に最も大事なことは、「言論の自由」の視点です。

(辻村)仰せのとおりです。ただ、アメリカでは、大手放送局のニュースキャスターが、ブログでの集中攻撃にあい、降板させられたケースもありましたから。あるいは、既存の(エスタブリッシュメント)マスメディアから見ると、ブログの力量はあなどれない。プログに自分らと同等の報道の自由を認めることに消極的になる可能性はあるかもしれませんね。

(石村)しかし、わが国が "言論の自由大国"であろうとするならば、ブログやHPへの掲載内容を、公選法その他さまざまな法律上、既存のマスメディアの場合と差別して取り扱う合理性はないと思います。もちろん、ネット社会において、ブログやHPが訳の分からない方向に進んで行ったときに、社会や政治がどう反応するかは未知数のところがありますが。

(辻村)運営サイトの管理者の自主規制が強まったり、中国のように、公権力がHP規制、ネット規制に乗り出す可能性はありますね。

(石村)現在でも、運営サイトの管理者は、いかがわしい内容、差別的な内容の書込みなどは、

「公序良俗」確保の視点から介入できます。ですから、問題は、管理者が、マスメディアの倫理を護るということで、「公共性」、「公益性」といった視点からブログ内容に介入し、削除などの対応ができるのかにあると思います。「私人による **検閲,,と言論の自由」という観点から、精査が必要といえます。

求められる横断的な第三者委員会

(辻村)話を戻しますが、問題報道が繰り返さ

れ、国民のマスメディア不信が相当深刻なものになっています。民放連、新聞協会などは、メディアスクラム防止に向けて、それぞれ見解を出して、垣根を越えた対策も示してきています。ところが、実際には、余り状況が改善されたようには見えませんが。

(石村)そう思います。やはり、新聞各社で報道被害を防ぐ十分な対応ができていないのが実情です。こうした実情を踏まえて、業界全体で対応を考えるべきとの認識も高まってきていますね。

(辻村)第三者委員会の設置も一案ですね。

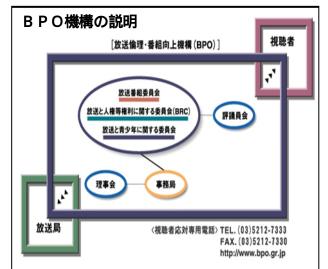
(石村)現に新聞界は「第三者委員会」を持っています。ただ、新聞社ごとに縦割りで設置されている機関です。メディア・アカウンタビリティの第一歩となる可能性は秘めているものの、その構成員、人権救済機能とかの面ではまだまだ不十分です。

(辻村)こうした新聞業界に対し、放送業界に は、業界を網羅する形での自主規制機関、「放送 倫理・番組向上機構(略称・放送倫理機構)」

(B P O = Broadcasting Ethics & Program

Improvement Organization、)がありますね。

(石村) B P Oのホームページ (HP) から引用、 紹介すると、次のような組織になっています。



BPO、放送倫理機構は、放送による言論・表現の自由を確保 しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情、 特に人権や青少年と放送の問題に対して、自主的に、独立した第 三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高 揚に寄与することを目的にしています。

BPOは、従来から活動してきた「放送番組委員会」と「放送と人権等権利に関する委員会(BRC)」、「放送と青少年に関する委員会(青少年委員会)」の3つの委員会を運営する、放送界の自主的な自律機関です。

BPO加盟の放送局は、各委員会から放送倫理上の問題を指摘された場合、具体的な改善策を含めた取組状況を一定期間内に委員会に報告し、BPOはその報告等を公表します。

(辻村)わが国においても、いまだ十分な苦情処理機能を発揮し切れていない新聞各社の第三者委員会を網羅し、"BPOの新聞業界版"を立ち上げる必要があるように思いますが。

(石村) 一案ですね。一般国民のマスメディア不信を払拭する上で大きな第一歩になると思います。

(辻村)「民のことは民で解決する」という視点からは、今後、新聞業界自身の手による自主的な苦情処理機関の重要性は高まっているといえますね.

(石村)ただ、こうした機関が、政治のあり方次 第では、自主規制を強め過ぎて、権力のチェック 機能を失い、むしろ体制翼賛的な仕組みに変身す ることも危惧されます。したがって、こうした機 関を国民がどうチェックしていけるようにするか も重い課題だと思います。

「署名記事」の原則化

(辻村)最近、「メディア・アカウンタビリティ」が問題になります。

(石村)要するに、マスメディアの透明性とか、 説明責任をどう果たすかの問題ですね。メディ ア・アカウンタビリティを進めるのは、まず、 「署名記事」の原則化が求められるのではない か、と思います。

(辻村)つまり、記者に被害が及びそうな事例は別として、記事は"記者名の記載"を原則とするということですね。

(石村)そうです。この原則が貫かれるようになれば、事実だけではなく、記者自身の考えを搭載する機会も増えると思います。その記者の力量・責任が大きく問われることになります。

(辻村)ということは、記者クラブでの"大本営発表"だけのような画一的・無味乾燥な記事では済まされなくなりますよね。

(石村)これにより、独自の取材をして、自分あるいは自社の見解を載せる必要が出てきますから。

被疑者報道のあり方

(辻村)一方で、「被疑者報道」においては、"犯人視報道の回避,ルールを護る必要があると思います。

(石村)もっとも、報道現場では、逮捕された被疑者については即、実名報道が原則となっていますが・・・。「実名報道後、犯人ではなかった」と言う意味では、とくに、長野のオウムによるサリン事件が象徴的でしたね。確かに、このルールを遵守すれば、捜査当局の発表を鵜呑みにする、いわゆる "発表ジャーナリズム"を見直すことができます。

(辻村)「推定無罪の原則」が危ういようでは、 被疑者の人権は護れないですから、報道倫理の面 からもマスメディアの自覚が必要でしょう。

(石村)そうですね。推定無罪の原則を最大限重視して、事件の背景や原因など "公共性"を持った情報は、これを積極的に報道する姿勢が求められていると思います。

(辻村)掲載内容についてですが、「氏名など」と、「写真・イラスト画など」とは区別して考える必要があるのでしょうか。

(石村)「氏名など」は "プライバシー権" のカテゴリーの問題、そして、「写真など」は "肖像権" ないし "パブリシティ権" のカテゴリーの問題として、双方を区別して捉えようとする考えが強くなってきています(なお、写真などの掲載については、本号13頁以下「取材行為と肖像権」を参照ください。 CNN編集局)。

(辻村)ともかく、記事の掲載にあたり、"実名"にするか、"匿名"にするかは、人権と報道の自由との兼ね合いで、重い課題ですね。

(石村)この点の判断にあたって、マスメディアが全面的に当局の考え方に依存するという姿勢をとると、「官製ジャーナリズム化」の波をとめることはできなくなります。やはり、報道の自由を護るためにも、「民のことは民が決める」という姿勢を維持することが大事です。

(辻村)ただ、この場合、成人の場合と違い、「少年事件報道」においては、 "犯人視報道の回避"に加え、 "匿名報道"ルールを厳守する必要がありますね。近年、商業主義、興味本位な被疑者少年の実名・顔写真報道が問題になりましたが、これは、プライバシー保護の観点からも大きな問題だと思います。

(石村)ただ、凶悪な少年事件については、 "社会の病理"、として、マスメディアは、こうした事件が起きた背景や原因などを取材し、国民がその問題を考えるための「公共性」ないし「公益性」のある情報は積極的に報道すべきでしょう。

被害者報道のあり方

(辻村)鉄道事故や重大な火災など人命にかかわる事件が起きたとします。この場合、国民の「知る権利」の観点からはもちろんのこと、悲劇が繰り返されないためにも、その事件の背景や原因を取材し、積極的に情報提供していくのは、マスメディアの公共的な使命です。問題は、特定被害者の氏名や顔写真などの個人情報の公表や掲載です。

(石村)そうですね。これは、常にメディアスクラム(集団的加熱取材)として問題になる点でもありますね。被害者側は、そっとしておいて欲しいわけで、写真が掲載されるたびに、その遺族や関係者も含め、心を痛めつけられることもあるわけです。

(辻村)一方で、被害者やその家族・同僚の意見・心情は「公共性」をもった情報で、国民に正確に伝える必要があることも多いですよね。例えば、拉致事件被害者家族などの場合、事件を風化させまいと必死なわけです。やはり、すべて同じには論じられないと思います。

(石村)同感です。被害者が死亡した場合などには、実名報道を原則とすることでいいのではないかと思います。ただ、生死不明などの例を含め、顔写真などに掲載については、遺族からの「インフォームドコンセント(よく説明をした上での同意)」を得るという手続きが必要だと思います。まず、被害者やその家族とよく話し合うことが大事です。

(辻村)ともかく、傷ついた被害者への取材・報道による「第二次被害」を防ぐ手立てはいまだ十分とはいえませんね。

(石村)マスメディア界は、「民のことは民で決める」という考えに立って、統一的な基準、ガイドラインを定めるのも一案ですね。

(辻村)統一的なガイドラインでは、横並びジャーナリズムを助長する恐れはありませんか? むしろ、各社別の基準、スタンダードの方が健全かもしれませんね。

(石村)そういう恐れもありますね。いずれにせよ、ゆるい基準でもいいから、現場の記者が即判断を下せる"典拠"はあった方がいいと思います。

(辻村)政府の犯罪被害者等基本計画検討会が、 犯罪被害者等基本法に基づく基本計画案の概要を まとめて、2005年11月21日に公表しましたが。この中で、被疑者名の警察発表について、 実名にするか匿名にするかは警察が判断するとしましたが。

(石村)この点について、日本新聞協会は、「警察の恣意的な運用を招き、国民の知る権利を脅かすことにもなりかねない」との意見書を内閣府に出しましたが。当を得た意見だと思います。

懲戒公務員報道のあり方

(辻村)それから、公務員や教師などの懲戒処分などについて、官(行政・役所)は、個人情報保護法を楯に「匿名」を主導する動きも目立ってきています。

(石村)当局発表において、"懲戒事件"では、逮捕された容疑者の実名発表が原則になっている"刑事事件"とは、違う扱いになっていますよね。

(辻村)児童にわいせつ行為を働いて免職処分になった公立小学校の教員がいて、教育委員会がこの処分を記者会見で発表する際に、処分を受けた教員の氏名その他個人情報は、一切開示しなかったという事例が報告されています。警察官やその他の公務員の懲戒事例でも、こうした動きが目立ってきています。

(石村)このように "匿名化" が進んでいった場合、国民の「知る権利」はどんどん後退してしまいますよね。大きな問題だといえます。また、公務員の不良行為による被害者の力強い味方になれるのは、やはりマスメディアです。

(辻村) いずれにせよ、懲戒公務員の氏名等の公表について、役所に完全な主導権を握られてしまっては、迅速かつ正確な報道はできなくなってしまいますね。その結果、一番置いてきぼりを食うのは、その公務員に糧を提供してきた納税者たる国民です。「役人天国」を放置しておかないためにも、いい意味で、マスメディアが「第四の権力」として存在する基盤を崩壊させてはならないと思います。

(石村)ただ、重罪にあたる事例と微罪にあたる 事例とは区別して考える必要があると思います。 微罪であげられた公務員について、マスメディア が実名報道を選択し、「処分保留で釈放」という 結果に至った場合には、やはり人権侵害の疑いも 出てきます。 (辻村)この場合でも、「民のことは民で決める」という視点に立って、実名報道するかどうかはマスメディア側が判断すべきでしょうね。

(石村)それが基本だと思います。実名選択の結果、裁判などで人権侵害と判定された場合には、マスメディア側は、しっかりと名誉回復措置や記者の懲戒、金銭的な賠償などの責任を負うのが筋ではないかと思います。

PIJが「第四の権力潰し」の片棒 担ぎにならないためには

(辻村)「マスメディアの報道の自由」と国民のプライバシー保護」の課題について、思いのままに議論してきましたが。最後に、第四の権力であるマスメディアに規制を加えようとする政府の動きとプライバシー保護に関する政策提言団体であるPIJの基本的な考え方について伺いたいと思います。

(石村)マスメディアは、第一義的には、国民の「知る権利」への奉仕と民主政体の維持のためには、"真実の伝達"に必要不可欠な存在です。しかし、一方で、高度情報化社会化した今日、個人のプライバシーの尊重も重い課題です。したがって、当然、真実の報道と個人のプライバシーは、調整を迫られる場面が数多く出てきます。しかし、この調整が、公権力あるいは「官」に依存する形で行われるのではあってはならないわけです。これは、マスメディアの存在意義が、そもそも公権力の監視にあるからです。

(辻村)仰せのとおりですね。

(石村)ですから、「官がこう言ったから」という報道姿勢や、それを助長する制度は、早急に見直す必要があると思います。法的には、個人情ですの公開=プライバシーの概念は狭いわけです、したがって、侵害が認定されてもです。別りはならないはです。です。です。です。です。では、公共性あるいはです。では、公共性あるいは、そのでは、公共性があれば免責されるわけです。やはり、公共できているのかどうかです。やはり、公共できているのかどうかです。やはりな当に、大ディアスクラムに、大ディアスクラムに、大ディアスクラムに、大学ではないかと思うわけです。

(辻村) 先ほども触れた点ですね。

(石村)そうです。公共性、公益性の判断基準、 スタンダードは、各社独自あるいは業界全体で決 めればいいわけです。そのためにも、個人情報保護法(50条1項1号)では、「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)」が、報道の用に供する目的で取扱う個人情報は、法律の適用除外となっているわけです。ですから、マスメディア自らが、国民の「プライバシー」と「知る権利」とがぶつかり合うさまざまな場面を想定して、報道を優先する場合の公共性、公益性の判断基準を定めなければならないといえます。

(辻村)つまり、判断基準については、役所・官に依存して決めるのでなく、報道機関の英断が求められているということですね。確かに、マスメディアは、役所サイドではなく、国民サイドに軸足を置いてその信頼を勝ち得て初めて、第四の権力を維持できるわけで、このための絶え間ない努力が求められているといえます。

(石村) PIJは、国民サイドに軸足を置いているという点では、マスメディアと同じ側に立っていると思います。公権力は、国民からマスメディアを切り離したい。そのために、役人はマスメディア封じの法律をさまざま準備して「ホワイトナイト」のように振る舞おうとしているだけです。

(辻村)ということは、PIJのプライバシー保護のための政策提言活動とマスメディアの報道の自由を護ろうという活動は矛盾しない。同じスクラムでやっていかなければならない、ということですね。

(石村)そうです。こうした協同行動のための政策提言をするのが、プライバシーに関する政策提言団体であるPIJの重要な役割の一つだと自認しています。

PIJを含めプライバシー団体は、 "人権"をマスメディア封じに転用しようとする公権力に迎合し、「第四の権力潰し」の片棒担ぎになってはならないわけです。「マスメディアの報道の自由と国民のプライバシー保護」の課題について、双方のバランスを重視した、真摯かつ慎重な議論が必要だと思います。

《石村PIJ代表に聞く》

マスメディアと林真須美被告肖像権訴訟

- 正当な取材行為と肖像権保護との接点

(CNNニューズ編集局)

 T
歌山市で起きた毒物カレー事件の林真 須美被告が(1審、2審死刑判決、上 告中)が、法廷内で隠し撮りされた写 真(1点)やイラスト(計3点・手錠と腰縄を された姿を描いた1点+法廷で話す様を描いた 2点)を週刊誌に掲載され、肖像権などが侵害 されたとして、新潮社などに賠償を求めた訴訟 の上告審判決が2005年11月10日にあっ た。最高裁は、写真とイラスト各1枚が「受忍 限度」を超えているとし、肖像権侵害を理由に 損害賠償を認めた。しかし、他のイラスト2点 は受忍限度内であるとした。この結果、すべて について肖像権侵害を認めた大阪高裁判決を破 棄し、審理を同高裁に差し戻した。

この判決は、肖像権侵害を理由に損害賠償を認めた最高裁レベルの判断である。また、正当な取材行為であれば、本人の同意なしの撮影などが認められるとした判断でもある。「林真須美被告肖像権訴訟」の経緯や判決などを通して、肖像権の人権としての位置や最高裁判断の意義などについて、CNN編集局が、石村耕治PIJ代表に聞いた。

肖像権とは何か

--- 「肖像権」とは、どのような権利なので しょうか。

(石村)「肖像権」は、個人の容貌や姿態をみだりに撮影されたり公表されない権利と定義されてきました。従来から有名な人たちの写真を本人の承諾なしに広告などに使った場合には権利にあたる、とされてきました。ところが、近年は、今回紹介する林真須美被告肖像権訴訟に見られるように、一般の人の写真を撮影し、記事といっが思ったようになりました。裁判所は、こうした場われるようになりました。裁判所は、こうした場合にも肖像権侵害を理由に損害賠償を認めるようになりました。

「肖像権」とは、プライバシーと密接にからむ権利だといわれますが、どういう関係にあるのでしょうか。

(石村)プライバシー権と肖像権との関係については、元々は、個人の氏名と写真との不正利用は、とくに区分することなく、一括してプライバシー権の侵害と認識されてきました。しかし、近年は、肖像権は、プライバシー権とは区別された

パブリシティの権利として認識されるようになってきました。

これまでは、例えば、家屋の台所を覗き見する 形で写真撮影をし、報道した事例では、プライバシー侵害として損害賠償が認められました(井上ユリ事件、東京高裁1990年7月24日判決・判例時報1356号90頁)。また、公道や公共の場所での写真撮影は必ずしもプライバシー侵害とはいえないとされてきました(東京高裁1993年11月24日判決・判例時報1491号99頁)。しかし、最近は、写真撮影自体がプライバシー権ないし肖像権の侵害であるという訴えが増えてきています。今回の林真須美被告肖像権訴訟は、こうした傾向を象徴する事例といえます。

林真須美被告肖像権訴訟地裁判決

和歌山毒物カレー事件の容疑者である 林真須美被告は、公判で裁判長の許可なく撮った写真(1点)が、1999年5月26日に写 真週刊誌「フォーカス」(現在、休刊中)に掲 載され、林被告がこれを肖像権の侵害として発 売元の新潮社などを相手に損害賠償を求めたわ けです。ところが、1999年8月25日に 「フォーカス」は、さらに林被告のイラスト画(3点)を掲載し、「絵ならどうなる?」として、この訴訟を揶揄(やゆ)・批判したわけです。このことから、林被告が、このイラスト画掲載記事についても肖像権侵害として損害賠償を求めた事例です。この事件の下級審ではどのような判断を下したのでしょうか。

(石村)この事件の第1審において、大阪地裁は、個人には「私生活上の自由として、みだりに自己の容姿ないし姿態を撮影され、これを公表されない人格的な利益」があることを認めました。その上で、この事件での写真撮影、記事の掲載や頒布は、原告(林真須美容疑者)の人格的な利益(肖像権)を侵害すると判断しました。

―― ただ、判決では、こうした人格的な利益を侵害するような取材行為ないし報道行為であったとしても、一定の理由(違法阻却事由)があれば、掲載・公開が許されるとしたわけですね。

(石村)法的にはそうした適用関係になります。 それで、この事件の地裁判決で、裁判所は、違法 阻却事由として、次の三つを挙げました。 取材 ないし報道行為が公共の利害の関する事項に関す ること(事実の公共性)、 もっぱら公益を図る 目的でなされたこと(目的の公益性)、 取材な いし報道の手段方法が、その目的に照らして相当 であること(手段方法の相当性)。

一 この三つの要件をすべて充たす場合に初めて、正当な取材ないし報道行為と認められるということですね。とすれば、この事件で裁判所は、どの要件を充足できなかったために、肖像権を侵害すると認定したのでしょうか。

(石村)正当な取材ないし報道であるとされるためには、これら三つの要件すべてを充たさなければなりません。この事件では、掲載された写真1点が裁判長の許可なしに法廷内で隠し撮りされたものであるために、 手段方法の相当性を欠くとして、肖像権を侵害し違法としたわけです。

―― イラスト画の誌面掲載について、裁判 所は、どのような判断を下したのでしょうか。 (石村)イラスト画3点の誌面掲載について、裁 判所は、「イラスト画による容貌の描写であって も、その描写の正確性・写実性故に、そこに描か れた容貌がある特定の人物のものであると容易に 判断することができる場合、すなわち、イラスト 画が人物の特定機能を果たす場合には、当該イラ スト画は、その個人との関係で、肖像権を侵害す るといわなければならない」としました。つま り、イラスト画であっても、肖像権侵害にあたる 事例がありうるとしたわけです。

―― それで、この事件におけるイラスト画掲載について、裁判所は、肖像権を侵害すると判断したのですか。

(石村)裁判所は、ここでも、掲載・公開が許容されるためには、先に挙げた三つの要件を充足しているかどうかによるという前提を示しました。 その上で、この事件について問題となったイラスト画は、原告(林真須美容疑者)の人格的な利益 (肖像権)を侵害すると判断しました。

―― 裁判所は、肖像権侵害を認定するにあたり、三つの中、どの要件を充たさないと判断したのでしょうか。

(石村)裁判所は、 事実の公共性の要件は充足すると判断しました。しかし、問題となった記事は、被告出版社(新潮社)等を相手とした提訴を揶揄するねらいで掲載されたものであることが明白であるとして、 目的の公益性を認めることはできない、と判断しました。したがって、イラスト画による肖像権侵害の違法性を阻却し、掲載を正当とすることはできない、としたわけです。

高裁でも原審判決支持、そのまま行くと

―― 第一審で敗訴した被告出版社は控訴した と思いますが、大阪高裁の判断はどうだったの でしょうか。

(石村)敗訴した被告出版社は、控訴しました。 しかし、第一審大阪地裁の判断は、控訴審の大阪 高裁でも支持されました。

地裁と高裁の判決から見ると、取材ないし報道行為は、どこまで許されることになるのでしょうか。

(石村)これらの判決が、取材ないし報道の自由 に対し与える影響は極めて大きいものです。 仮に この判決が確定したとすれば、次のように、ほと んどの場合、マスメディアは、被写体となった本 人の同意・承諾なしには、写真やイラスト画は、 紙面(誌面)に掲載・公表することが不可能とな る、と見てよいと思います。

地裁・高裁判決に示された考え方

- (1) 公共の場所も含め、個人の写真を撮影し、それを報道すれば直ちに肖像権の侵害・違法となる。したがって、マスメディアは、違法性を阻却できる前記3要件を充たさない限り、訴えられれば、損害賠償責任を免れることはできない。
- (2) どのような場所で撮られた写真なのか、どのような 内容なのか、あるいは、どれくらい著名なのかなどにかか わらず、つまり利益考量を排除し、報道行為の一環として 誌面(紙面)に、個人の写真やイラスト画を掲載する場合 には、本人の承諾を必要とする。

最高裁判決が出した肖像権侵害基準とは

一 控訴審でも敗訴した出版社は、最高裁に 上告し、2005年11月10日に判決が出ま した。最高裁は、写真1点とイラスト画3点の うち1点が受忍限度を超えているとし、肖像権 侵害を理由に損害賠償を認めました。しかし、 他のイラスト2枚は受忍限度内であるとしまし た。この結果、写真とイラスト画のすべてにつ いて肖像権侵害を認めた大阪高裁判決を破棄し、 審理を同高裁に差し戻しました。この最高裁判 決には、どういった意義があるのでしょうか。 (石村)先に触れたように、この事件における

(石村) 先に触れたように、この事件における 地裁や高裁判決では、どのような場所で撮られた 写真なのか、どのような内容なのか、あるいは、 どれくらい著名なのかなどの利益考量を一切排除 して、プライバシー権を根拠にして、本人の承諾 があったかどうかを重視する見解を打ち出しまし た。これに対して、この事件の最高裁判決では、 撮影された本人の承諾の有無といったプライバシ ー権のカテゴリーの問題としてはとらえず、利益 考量を重視する判断基準を示しました。

―― 今回、最高裁が示した判断基準や判決 骨子について説明してください。

(石村)周知のように、すでに最高裁は、196 9年12月24日大法廷判決(刑集23巻12号 1625頁)で、「個人の私生活上の自由の一つ として、何人も、その承諾なしに、みだりにその 容貌・姿態を撮影されない自由を有する」とし、 実質的に肖像権を認知しています。今回の判決に おいても、最高裁は、この69年判決を踏襲しました。その上で、肖像権侵害を理由に損害賠償が認められるかどうかを判断する新たな基準を示し、その基準に従い、次のような判断を下しました。

最高裁判決の判断基準と判断骨子

- (1) 利益考量基準の採用、つまり「相手の社会的地位 や撮影場所、目的などを総合考慮し、[人格的な]利益の侵 害が社会生活上の受忍限度を超えているかどうかで判断す べきである」
- (2) 隠し撮りした写真1点の掲載・公表は、「撮影方法が相当と言えず、手錠をされた姿を撮影する必要性も認めがたい」 手錠と腰縄をされた姿のイラスト画1点も「林被告を侮辱するもので違法」、 法廷で話す様を描いた2点は「社会的に是認された行為」であり、違法性はない。

最高裁判決のマスメディアへの影響

―― 今回の最高裁判決の意図するところについて、お話ください。

(石村)今回の最高裁判決では、下級審判決の場 合とは異なり、被写体となった本人の承諾の有無 を重視するプライバシー権のカテゴリーから距離 を置きました。そして、写真の撮られた場所や状 況、内容などのさまざまな利益を考慮し判断を下 しました。ある意味では、氏名など個人情報の公 開による "プライバシー権の侵害"の事例と、個 人の写真などの公開による"肖像権の侵害"の事 例とは、別々に考えるべきであるとの見解を明ら かにしたものです。その上で、個人の撮影につい ては、社会生活上の受忍限度を超えなければ「承 諾なしの撮影などは正当な取材行為として許され るべき場合もある」としました。したがって、正 当な取材行為としての特定個人の写真撮影・誌面 (紙面)掲載は許されるとしたものと解されま す。また、イラスト画については、「ありのまま を再現する写真と異なり、作者の主観や技術が反 映されるという特徴を考慮すべきである」との見 解を示しています。この見解にしたがい、イラス ト画は裁判報道の手法として定着している点を考 慮し、違法となる範囲を狭くとらえ、手錠と腰縄 をされた姿のイラスト画 1 点だけを「 林被告を侮 辱するもので違法」としたわけです。

―― マスメディア叩きが強まる中、今回の最高裁判決は、ある意味では、マスメディア側に有利な判断だったのでしょうか。

(石村)確かに下級審判決よりは、取材ないし報

道の自由を重視した判決との見方も可能です。しかし、今回の判決により、今後は、法廷での隠し撮りは厳禁、手錠や腰縄姿の被告人を撮像し公表するには損害賠償を覚悟する必要が出てきました。イラスト画の紙面(誌面)掲載にも気をつける必要が出てきました。この判決を契機に、マスメディア界に萎縮効果が出てくるのではないかと危惧しています。

―― 本来、公開の法廷内は、誰でも傍聴できるわけですから、こうした公共の場所での写真撮影について、肖像権を安易に認めていいのでしょうか。

(石村)隠し撮りは、刑事訴訟規則に反しますが、公開の法廷内ということは、まさに誰でも傍聴できるわけです。確かに、このような"公共の場所"での写真撮影にプライバシー権としての場権侵害を認めた下級審判断はどうかと思います。ましてや、こういった場所で、"イラストしに描かれない権利"のようなものを人格権と思います。やはり、こうした安易な解釈に縛りをかけないといけません。でないと、憲法21条にはりないといけません。でないと、憲法21条にはりたり良することになりかねません。

―― 「裁判所の人権感覚を問う」という視点から、被疑者を手錠や腰縄姿で法廷に引き出している事実をイラスト画つきで報道するのもマスメ

ディアの一つの使命ではないかと思いますが。 (石村)まさに、こうした真実を報道し、国民の「知る権利」を広げ、バランスの取れた社会通念の形成に奉仕することがマスメディアの重要な役割です。どのような写真ないしイラスト画を掲載・公表するのかは、マスメディア独自の判断によるべきです。マスメディアは、「民のことは民が決める」ための力量を持たなければなりません。また、このためには、国民の信頼が必要不可欠といえます。官に判断を仰ぐようでは官製ジャーナリズム化は避けられません。

―― ところが、今回の裁判では、訴えられた出版社側が、裁判所をおちょくることがねらいでイラスト画を掲載・公表に及んだものですね。(石村)いわゆる "動機が不純"である点が惜しまれます。マスメディアが裁判所を不純な動機で攻撃しますと、司法がマスメディアを「敵視」する傾向が強まることが懸念されます。今回の出版社側の行動は、モラルの面から批判されても仕方がないと思います。

私たちは、裁判所もれっきとした公権力の一つであることを、もっと自覚する必要があります。裁判所を含む公権力が、"肖像権"などをマスメディア封じの道具にいつでも転用できると考えながら、じっと機を待っています。マスメディア側には、不要な介入を呼び込まないような姿勢が求められます。

問われるNHK「BSディベート」の 編集・作成のあり方

■ IJ事務局に、9月6日、NHK「BSディベート」事務局ディレクターより、9月18日(日)放映の「テロ対策と監視社会」番組の中での監視カメラなどのあり方の論議に、"一市民"としての参加要請があった。7月の「住基ネット」の件(詳細はCNNニューズ43号参照)に続くもの。

欧米では、この種のディベートには、PIJのようなアドボカシー(政策提言型)NGO(非政府

組織)をメインの "論者"として参加させることが常識となっている。しかし、NHKでは、国内の番組編集・作成において、こうしたことが常識になっていない。あえていえば、NGOを「あんを甘くする塩」のような存在と見て、 "アリバイ"あるいは "当て馬"に使っているような感がある。

また、NHKは、番組づくりにあたり、**PIJ**などNGOにアドバイスを求めた場合であっても、

その採否等がどうなったのかについて説明責任 (アカウンタビリティ)を果たす仕組みもない。 自分らに都合のよいことを、いわば "つまみ食い"、するだけのやり方である。これは "番組編集権"以前の "モラル"の問題である。このままでは、もはや通用しないのではないか。

NHKは、視聴者から強制徴収する受信料で運営され、 "公共放送, を自認している。とすれば、NHKは、まず、論者やスタジオ観覧者など番組参加者の選任、さらには番組編集・作成にあたり外部からの意見聴取に関するガイドラインをつくるべきである。その上で、これまでの編集・作成方針を早急に見直し、説明責任の徹底を含む番組編集・作成の徹底した適正化・透明化をはかるべきである。自浄自戒が求められている。

この点については、 "公共 = 役人," と同じような感覚のNHK番組編集・作成者の意識改革にかかわる重い課題ではある。今後、受信料支払いを強制されている視聴者全体の問題として議論していく必要があるものと思われる。あるいは、こうした視聴者からの "介入," が嫌なら、受信料の強制徴収をやめ、民営化して、かなり自由、好き勝手にやれる仕組みに移行する途を選択するのも一案である。

PIJは、9月7日に、「テロ対策と監視社会」 番組に関するディレクターの要請に対して、以下 のような書簡を送付しておいたので、報告してお きたい。

PIJ事務局長 我 妻 憲 利

2005年9月7日 NHK BSディベート事務局

ディレクター 様

Re: 「テロ対策と監視社会」(9月18日)スタジオ収録参加者紹介の件

前略、ご免ください。**PIJ**事務局の方へ、番組収録参加協力者の紹介の依頼をいただいておりますが。この件で、ご連絡します。

私どもPIJは、独立してプライバシー問題に関する政策提言を行っているNGOです。したがいまして、必ずしも、編集権をお持ちのNHKの編集方針に賛同できない場合もあります。あるいは、逆に、賛同できる場合もあります。

監視カメラに設置についても、専門家集団としての見解はあります。しかし、これに賛否を明らかにする市民を紹介する立場にはないわけです。やはり、編集権をお持ちのNHKが選任される方が問題がないのではないかと思います。

先般の「住基ネット」の場合も、一市民としての参加を要請されましたが、これも明らかに筋違いであります。PIJは、一市民ではありませんので。「あんを甘くする塩」的な存在で参加したりして、一歩間違いますと、NGOとしての信頼を失ってしまいますので、慎重にならざるを得ないわけです。事情をご理解くだされば幸いです。

PIJに対し、専門家集団として独立した見解を求められる場合には、是非とも、その機会を活用したいと願っております。

取り急ぎ。ご連絡まで。

PIJ代表 石村耕治 PIJ事務局長 我妻憲利

2006.1.10

問われる雇用主による被用者の電子メール内容のチェック

── 職場のプライバシー保護の課題~電子メールの監視

《対論》

石 村 耕 治 (PIJ代表:白鴎大学教授)

我 妻 憲 利 (PIJ事務局長·稅理士)

子メール(eメール)が、企業活動においてますます大きな役割を演じるようになってきている。今や、企業の取引や契約において、電子メールは必要不可欠な存在。一方で、企業にとっては、電子メールの適切な管理が、経営内容の漏えいを防衛する上でも不可欠。また、顧客の個人情報や企業の内部情報の保護などの面でも、極めて重要な課題だ。

厚生労働省は、2000[平成12]年12 月に『労働者の個人情報の保護に関する行動指針』(ガイドライン)を発表している。このガイドラインの解説の中で、「電子メールのモニタリングでは原則として送受信記録、あるいはメールの件名を加えた範囲について行うこととし、必要やむを得ない場合を除いてはメールの内容にまで立ち入らないようにするなど、あくまでも目的の達成に必要不可欠な範囲で行い、対働者等の権利利益を侵害しないように十分配慮することが望ましい」との見解を打ち出して いる。

電子メールは、インターネットという電脳空間(サイバー・スペース)を使って "葉書"で やり取りをするようなものだ。会社のネットワークを通じた電子メールのやり取りでは、その会社のシステム管理者が現実空間(リアル・スペース)における郵便屋のような役割を演じていると見てよい。したがって、社内のインフラを使って私用メールをやり取りすることは、

「管理者=郵便屋」が、 "葉書," の内容を読まれてしまう可能性があることを忘れてはならい。暗号処理して "封書," でやり取りでもしたい、時号処理して "封書," でやり取りでもしてである。現実空間では、会社のである。現実空間では、会社のである出したりの電脳空間では、分以外には周りに通信文(messagでは、)が見えない。このため、秘密が護られているのでが、を覚え勝ちに。こう見ると、社内があることは確かだ。

ただ、一方で、最近の電子メールは、勤務先などからだけでなく、自宅や旅先ないは在宅がらだけでなく、自宅や旅先ないは在宅がらだけでなく、動務時間外、あるいは在といまできる。勤務の場合などにも、社内ではが可能だ。確かに接続していまりでは、からにはいませがでは、私のでは、はいかでは、はいかでは、はいかでは、はいかでは、対しないは、対しないは、対しないがのでは、対しないがのでは、対しているのでは、対しないは、対しないが、対しないが、対しないが、対しないは、対しないが、は、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、は、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、は、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、は、対しないが、は、対しないが、は、対しないが、はないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、対しないが、はないが、はないが、はないが、対しないが、はないないが、ないが、はないが、ないないが、ないないが、ないないが、ないないないないが、ないないないが、ないないが、ないないが、ないないないな

院の精神科医や産業医なども、似た状況にある のではないか。

こうしたことを勘案すると、社内メールは雇用主が無原則、自由に読めることでいいとは言えない。逆に、雇用主である経営陣は、自分らのメールを従業員が自由に読めるとしたらどうであろうか。おそらく納得しないであろう。やはり、労使が協議し、各々の企業や組織の実態に即した「電子メールポリシー」(電子メール

取扱規程)を定め、慎重な対応を考える必要がある。

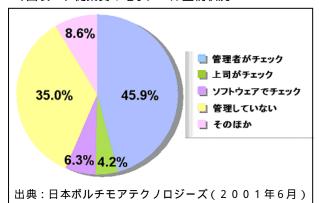
今号では、「雇用主による被用者(従業員)の電子メール内容のチェックとプライバシー保護との接点上の課題」について、石村耕治PIJ代表と我妻憲利PIJ事務局長に議論していただいた。

(CNNニューズ編集局)

社内メールの適正管理と監視とは異なる

(石村)今日、職場に様々な先端情報技術 (advanced information technology) が導入され、 雇用主は、従業員(被用者)の電子メールを、電子監視する姿勢がますます強めてきています。 ある調査によりますと、60%もの企業がこうした監視を実施していることが判明しています。

[図表1]従業員の電子メール監視状況



しかし、わが国の企業慣行では、電子メールの 監視が行われていることが従業員に知らされてい ない場合も多いのが現実です。従業員は、雇用主 の言うとおりにしなければ職を失って、生活でき なくなるという弱い立場にあるわけです。しか も、従業員は、人間であるのに電子機器にも益し て "ロボット"のように働くことを余儀なくされ ているわけです。そこで、今回は、「雇用主によ る従業員の電子メール内容のチェックとプライバ シー保護との接点上の課題」について、議論して みたいと思います。

(我妻)とかく、この種の議論では、いかに憲法あるいは個人情報保護法令に触れないように "監視,が可能なのかといった観点が強調されがちですが。

(石村)しかし、先端情報技術を使った電子監視社会化の流れの中で、働く者の"人間性"を、どう確

保するかが重要なポイントではないでしょうか。

(我妻)仰せのとおりです。プライバシー原理主義の立場から言うと、こんな監視などないに越したことはないわけです。ただ、現実は・・・。

(石村)分かります。現実は、かなり、ひどいところまできており、 "妥協" が求められているということですね。

(我妻) そうです。 "理想" と "現実" が完全に 乖離してしまっているわけです。

(石村)ところで、我妻事務局長は、税理士法人の役員のようですから、 "経営者"の顔をもっているのではないかと思います。ただ、零細企業ですから、ある意味では "従業員"と同じ感覚で考えてもらえるのはないかと思います。

(我妻)そうですね。ただ、規模の小さい企業では、企業利益は "経営者"、 "従業員" 双方のものです。ですから、従業員が電子メールで顧客情報を垂れ流しにしたり、私用メールで暇つぶしをし、時間を有効に使えていないとすると、即、従業員の「取り分」にも関係してきます。やはり、社内メールの適正管理は、大事なことだと思います。

(石村)ということは、行き過ぎて、 "監視"になってはいけないという立場ですね。

(我妻)そうですね。で、バランスをとるためには、労使が話し合い、各々の企業や組織の実態に即した「電子メールポリシー」を定める必要があると思いますが。

(石村)労使で協議するといっても、多くは、労働組合はない、あっても御用組合といった具合で、一般に、従業員はすこぶる弱い立場にあります。バランスのとれた電子メールポリシーを確立できるかどうかはすこぶる疑問なのが現実です。

(我妻)法律系の権利主張が「保守」、そして理 工系の先端情報技術が「革新」のような受け取ら れ方をする時代です。確かに、現在の風潮の下で は、人権に十分配慮した電子メールポリシーづく りは困難を極めるような気もします。むしろ、逆 に、電子メールポリシーが、働く者を監視する "呼び水"になることが危惧されますね。

電子メールの監視ツール

(石村)本物の資本主義では、絶対的に働く者は 弱い立場なわけです。実際は、経営者から、「ル ール(ポリシー)はつくったからこれでいいだろ う」と言われ、先端情報技術で徹底的に監視され ても、じっと我慢の子ではないかと思います。

(我妻)現在の技術レベルでは、電子メールの監視は、どういったツール(方法)がメインなのでしょうか?

(石村)これらのツールは大きく、次の二つに分けることができると思います。

電子メール・フィルタリング

その企業固有のルール(電子メールポリシー)をシステムに設定し、(1)電子メールのタイトル、宛先、本文、添付ファイルの中身を分解し、(2)設定ルールに基づいて分析を行い、(3)しきい値を超えた、あるいは、ルールに触れるメールを検出し、自動的にシステム管理者に通知する機能を装備。通知を受けたシステム管理者は、内容を確認したうえで遮断などのメールの送受信制御を実施する仕組み

電子メール監視・分析ソフト

電子メールの送受信を制御する機能こそ持たないが、電子メールの本文や添付ファイルをすべて保存してモニタリング(監視)したり、送受信内容を分析・報告する機能を持つ監視ソフト。

電子メール・フィルタリング

(我妻)電子メールのフィルタリングでは、「機密」、「顧客リスト」といったさまざまなキーワードを設定し、送受信された電子メールをろ過する監視ツールですよね。

(石村)基本的には仰せのとおりです。確かに、こうしたキーワード項目は重要です。ただ、従業員のメール利用は必ずしもそうした型にはまったものばかりではありません。

(我妻)ということは?

(石村)例えば、マルチメディアや実行型ファイルが添付されたメールの送受信を禁止するとか、派遣社員やパート社員などが社外へ送信するのを禁止するとか、携帯電話との送受信を禁止するとか、特定のユーザー・グループに対して上司への

「 c c 」を義務づける等々、目的は多様です。ですから、それぞれの企業に固有の電子メールポリシーを定め、あらかじめさまざまな項目をフィルタリングのシステムに設定することになります。 (我妻)と言うことは、業務上は必要ないと思われる電子メールの送受信パターンを自社の電子メール・システムに組み込んでおけば、私用メールを含む業務上不要なメールの送受信をチェックできる仕組みですね。

(石村)そうです。さらに、このシステムにスパム対策機能を追加すれば、メーリング・リスト(ML)などから配信されるメールの中から業務に関係のないメールを排除できるというわけです。

電子メール監視・分析ソフト

(我妻)もう一つのツールは、電子メール監視・分析ソフトです。わが国では、いまだ電子メールの監視に関するルールが広く確立されていません。それにもかかわらず、市販の電子メール監視・分析ソフトを使ったモニタリングが徐々に広がりを見せてきています。これは、先ほどの図表1からも明らかです。

(石村)図表1は、少々古いものです。ですから、現在では、電子メールの監視に、もっと幅広く監視・分析ソフトが使われていると思います。 (我妻)事実、市場にはさまざまなソフト出回っていますからね。

(石村)仰せのとおりです。例えば、(株)住友金属システムソリューションズは、電子メールの監視・分析ソフト『GUARDIAN AUDIT(ガーディアンオーディット)』を発売しています。 (我妻)システム的には、どういった仕組みなのでしょうか。

(石村)例えば、『GUARDIANAUDI T』では、メールサーバーが送受信するメール通信をパケットモニター方式で監視し、初めに、業務メールか私用メールかを定量的に評価するようです。その上で、特定情報を含むメールのやりとりを記録し、システム管理者にリアルタイムで通報するする仕組みです。このソフトの例で、この種の監視ツールについては、おおよその理解ができるのでないかと思います。

(我妻) このシステム管理者向けのソフトでは、 すべてのメールを完全に保存しておくことになり ます。従業員の私用メールを抑止する効果だけで なく、後々に証拠を残し、追跡も可能にするものですね。

(石村)そうです。メールの分析には、約10 万語の日本語辞書を使用する。システム管理者 は、ブラウザーからこの監視・分析ソフトが導 入されたサーバーにアクセスし、分析内容の 参照やシステム管理を行う形になっているよ うです。

[図表2]電子メール監視・分析ソフトの実例



"GUARDIAN AUDIT』

(我妻) かなり、 精巧にで さている ようです ね。

(石村) まあ、機 械が行う ことで

す。当然、「業務」か「私用」か、分析があいまいなケースも考えられます。

(我妻)分析内容の本人への開示、苦情申立てと かの手続きはどうなっているのでしょうか。

(石村)まあ、そうした手続きの整備が、一般的 に、わが国における最も弱い点でしょう。

(我妻)こうしたソフトはあるだけですと、システム管理者や、その者につながっている雇用主が "ピーピング・トム(Peeping Tom)"、いわゆる「のぞき魔」になる可能性が強いですよね。(石村)私もそう思います。ただ、こうした監視ツールは、従業員が、企業が通例使っているSMTPサーバーを経由する場合には有効に機能します。一方、フリーメールやウエッブサイト上の掲示板への書込みなどについては、ふつう効果が及びません。

電子メールポリシー制定状況

(我妻)いずれにしろ、こうした電子メール監視 ツールは、問題が多そうですね。

(石村)私もそう思います。たとえ導入するにしても、労使間で十分な話合いが行われ、社内の「電子メールポリシー」(電子メール取扱規程)で明確にされる必要がありますね。

(我妻)システム管理者によるモニターの方法、

雇用主への報告方法、報告内容の情報主体(従業員)への開示・苦情処理などの手続を労使合意の上、社内で公表するわけですね。

(石村)そうです。しかし、何の事前の話合いも せず、手続きの制定や告知もなさずに、バックド ア(裏口)導入されているとすれば、職場での従 業員のプライバシーにとり重大な問題ですね。

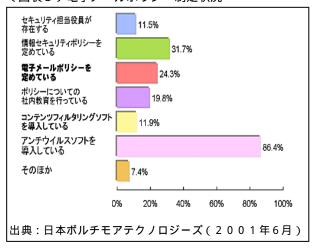
(我妻)従業員は、まさか、こんなソフトが導入 され、自分の電子メールが監視・分析されている とは思ってもいないですからね。

(石村)やはり、「会社は、あなたの電子メール を監視しています」とアナウンスする方が、健全 でしょう。

(我妻)「監視カメラ作動中」とか表示するのと 同じようにですね。

(石村)そうです。そうすれば、従業員は、電子 メールの私用を止めて、携帯メールにするでしょ うから。しかし、ともかく、監視するしないにか かわらず、各企業は、あらかじめ電子メールポリ シーはつくる必要がありますね。

〔図表3〕電子メールポリシー制定状況



(我妻)図表3の統計から、電子メールポリシーをつくっている企業は、25%弱ですよね。電子メールポリシーを定めているが、チェックは行っていないという場合が約3%程度あるようです。 (石村)ポリシーを持っている企業のうち、電子

(石村) ボリシーを持っている企業のつら、電子 メール監視ツールを導入している比率も定かでは ないわけですからね。

(我妻)となると、やはり、社内プライバシーの 問題は、かなりおろそかにされていると言わざる をえないですよね。

個人情報保護法上のスタンス

(我妻)企業が社内プライバシーを考えて、電子 メールポリシーをつくるとします。この場合に は、やはり、2005年4月から全面施行された 「個人情報保護法」が、電子メールのモニターあ るいは監視ツールに対して、どのように適用にな るのかが問われてくると思います。

(石村)私も、ここは重要なポイントだと思います。 (我妻)従業員が私用メールで暇つぶししないように、雇用主がメール内容をモニターしたいと思うわけです。しかし、こうした実務は、個人情報保護法上、許されるのでしょうか?

(石村)原則として許されます。ただ、電子メールの内容は、企業が管理している従業員の氏名やメールアドレスと結びついている限り、法が保護する "個人情報"にあたります。ですから、こうした情報を取得する際には、本人にその利用目的を知らせる必要があります(法18条)。もっとも、事前に、就業規則とか、電子メールポリシーとかに、その旨を定めておけば、本人通知はいらないことになります。

(我妻)個人情報保護法上は、社内にその旨を張り出すなどして従業員に通知することでよいかもしれませんが。しかし、従業員は、弱い立場です。果たして、本人通知だけでよいというのでよいのかも疑問ですよね。

厚労省ガイドラインのスタンス

(石村)言われることはよく分かります。厚生労働省は、2000〔平成12〕年12月に『労働者の個人情報の保護に関する行動指針』(以下「労働者個人情報保護ガイドライン」)およびこのガイドラインの解説(正式には『労働者の個人情報の保護に関する行動指針の解説』《以下「解説」》)を発表しているのは、こうした事情を考えてのことだと思います。

(我妻)確かに、この解説の中で、労働者個人情報保護ガイドライン第2の6「特定の収集方法」の(4)に関し、「電子メールのモニタリングでは原則として送受信記録、あるいはメールの件名を加えた範囲について行うこととし、必要やむを得ない場合を除いてはメールの内容にまで立ち入らないようにするなど、あくまでも目的の達成に必要不可欠な範囲で行い、労働者等の権利利益を侵害しないように十分配慮することが望ましい」という見解を示していますね。このことですか。

(石村) そうです。

(我妻)これは、厚労省は電子メールのモニタリングはOKというスタンスにあるということですね。個人情報保護法も厚労省の労働者個人情報保護ガイドラインも、どういった理由で、OKを出しているのでしょうか?

(石村)モニタリングにより、個人情報取扱事業者である企業は、その取り扱う個人データの漏えいなどがなかったかどうかを知ることができます。これは、個人情報保護法が求めている安全管理措置(法20条)や従業員の監督(法21条)の趣旨にかなうとの解釈です。

(我妻) いわば、企業は、消費者の利益を保護するためには、従業員のプライバシーを犠牲にしても予防的に彼らの電子メール内容もしっかりチェックしておけ、との考えなわけですね。

(石村)バランス的には、消費者の利益を優先する姿勢を取りながら、従業員の利益を削ぎ、結果として、経営者の利益を最優先する構図になっているとも読めますね。

(我妻)個人情報保護法では、従業員のプライバシーは、一片の通知をすれば、すべて反故にできる構図ですよね。

(石村)この点について、さきに挙げた厚労省の 労働者個人情報保護ガイドラインでは、「コンピュータの技術的な進歩と相まって、モニタリング が曖昧な形で行われた場合には、労働者の側にそ の不安感から精神的な圧迫、苦痛を与えるおそれ が高く、個人情報の保護を図る上で問題が生じる と考える」(同ガイドライン第2の6の(4)・ (5)に関する解説)と指摘しています。で、モニタリングを行う場合には、その実施理由、内容 などについて、従業員に事前に明確な形で知らせ るべきであるとしています。

(我妻)とは言っても、経営者は従業員の社内メールをかなり自由に読むことは法的に問題がない、という結果には変わりがないと思いますが。 (石村)あくまでも、厚労省のガイドラインは、タイトルが「労働者の個人情報保護に関する行動指針」です。経営者が悪いことしていないか、使用者の電子メールを従業員(労働者)が監視・分析できるようにするかどうかは、このガイドラインの守備範囲外です。

(我妻)それから、厚労省は、個人情報保護法施 行後に、あらたなガイドラインを出していますよ ね。これでは、電子メール監視について、どのよ うな考え方を打ち出しているのですか。

(石村)2004[平成16]年7月1日に出し た「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを 確保するために事業者が講ずべき措置に関する指 針」(以下「厚労省個人情報適正化ガイドライ ン」)ですね。

(我妻) そうです。

(石村)残念ながら、この厚労省個人情報適正化 ガイドライン」では、事業者である雇用主による 被用者・従業員の電子メールやインターネットの 接続状況の監視・モニタリングについては一切触 れていません。

(我妻)2000[平成12]年に、同じく厚労 省が出した労働者個人情報保護ガイドラインも、 個人情報保護法施行後も有効ということですね。 (石村)私は、今もって有効、と見ています。

電子メールの監視について裁判所の見解は

(我妻)電子メールの監視について、厚労省、つ まり "行政" 府の考え方は、分かりましたが。一 方、"司法"府の考え方はどうなのでしょうか? (石村)裁判所で、会社が従業員の電子メールを 無断でモニタリングしたことが不法行為になるか どうかが争われたケースがあります。このケース において、最高裁は、従業員の私的な電子メールで あってもプライバシーがまったく護られないわけで はないとしながらも、次のように判示しています。

「監視の目的、手段およびその態様等を総合考慮 し、監視される側に生じた不利益とを比較考量の 上、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視がなさ れた場合に限り、プライバシー権の侵害となると解 するのが相当である」(最高裁1995〔平成7〕 年9月5日判決・労働判例680号28頁)と。

(我妻)この判断は、個人情報保護法が施行され る前のものですよね。

(石村)仰せのとおりです。確かに、個人情報保 護法施行後の今日では、この判断の適否には若干 疑問が残りますね。

(我妻)この判断に従う限りでは、社内の私用メ ールの関するプライバシー保護は極めて消極的・限 定的に認められるに過ぎないような気がします。

"司法"府の見解では、電子メールの監視に歯 止めをかけるのは難しいのではないかと思います。

社内メールは"はがき"と同類

(石村) 先ほど指摘があったように、さまざまな 電子メールモニターソフトが市販されています。 従業員は自分の社内メールの送受信録、さらには ホームページ閲覧履歴を、経営者がかなり自由に 読めると聞けば、驚くかも知れません。しかし、 これは、メールサーバーなどについての基本的な 知識が不足していることが大きな原因でしょう。

(我妻) そうですね。従業員は、パソコンの画面 を見ながらキーボードを打ち、"孤島"にいるよ うな幻覚に陥りがちですね。

(石村) そうです。通例、社内ネットワークへの 接続は、従業員が管理するパスワードで行われて います。パスワードは、頻繁に変えるように求め られたりもしますから、逆に、秘密性が高く、メ ール内容は誰にも見られていないとの錯覚に陥る わけです。

(我妻)確かに、パスワードの管理さえしっかり していれば大丈夫では、と思いがちですね。

(石村)そうです。普通の人は、パスワードが盗 まれたりしなければ、ネットワーク上の自分の行 為には、誰も介入できないと思うわけです。

(我妻)しかし、実際は、その企業のシステム管理 者は、ネットワーク上のすべてにアクセスできる。

(石村)そうです。電子メールは、暗号処理され ていない限り、いわば"はがき"と同じです。電 子メールは、伝達の際にメールサーバーにすべて 保存されるので、システム管理者は判読が可能な わけです。

端末で削除しても記録は残る

(我妻)従業員が端末でメールを削除した場合は どうですか?

(石村)一般に、電子メールは、端末で削除すれ ば、永久に消えると思われています。しかし、実 際にはメールサーバーにバックアップ(保存用控 えデータ)が取られていますから、再生が可能な わけです。

(我妻)この点が、なかなか一般に人たちには十 分に理解されていないところですね。

(石村) そうです。それに、企業のネットワーク においては、メールサーバーにすべての電子メー ル情報を記録するとともに、ウエッブサーバーに は接続したホームページに関する情報を記録して います。こうした利用履歴あるいは接続履歴(ア クセスログ)の保存は、ネットワークやシステム の日常の維持管理に必要だからです。

(我妻)結果として、システム管理者は、その企 業のネットワークを通じてメールの送受信記録や 内容、ホームページへの接続履歴を読むことがで きるわけですね。

(石村)そうです。それに、それぞれの従業員が どんなサイトにアクセス(接続)したかも把握で きます。あえて言えば、昔の電話交換手のような

(我妻)経営陣が交わした電子メールなどについ ても、同様ですね。

(石村)もちろんです。

(我妻)それから、将来、税務調査では、調査官 が消したメールの再生とかまでも求めてくる可能 性がありますね。

(石村)近年、税務調査官は、電子メールをチェ ックしたがるようですけども。調査に来る前に問 題となるようなメールを削除してしまうというこ とも考えられます。アクセスログ(接続履歴)の 取扱・保存については、こうした面からも再検討 を要するところかもしれませんね。

監視システムを従業員が監視できるようにする

(我妻)不正をしようとする人間がいなくならな い以上、不正を試みて失敗したことのログ(記

録)が残る仕組みも考えないといけない。結局、監 視の問題はなくならないということでしょうか。

(石村)不正をすることが難しいシステムができ たとしても、監視の必要性はなくならないのでは ないでしょうね。

(我妻)じゃ、いっそのこと、IT化しないで、 マニュアルの手法を使って、監視の手間を軽くす る選択もあるのでしょうけど・・・。

(石村)そうした選択ができないほど、IT化が 進んでしまっています。電子メールはコストも安 いし、もはや取引相手が郵便を使うことを望まな いのではないでしょうか? ですから、IT化、 電子化された職場環境を前提に従業員のプライバ シーを保護する仕組みを考える時代ではないかと 思います。もちろん、職場のパソコンで、読まれ てはいけない私用メールのやり取りはしない、と いう心構えも必要かと思いますが・・・。

(我妻)確かに、今日では、電子メールを使わな い職場は非常に限られますね。

(石村)ですから、やはり、最低でも、従業員が どのような監視ツールが職場で作動しているのか を、文書等において、事前に知らされていること が一番大事ではないかと思います。

(我妻) いわば、職場では、「監視システムを従 業員が監視できるようにする」ことが大事だとい うことですね。石村代表、貴重なご意見をありが とうございました。

プライバシーコラム

- 痛ましい連続女児誘拐殺害事件で、 「自警監視」社会化拡大の危惧

"栃木県今市市"で、昨(2005)年の12月 はじめに、小学1年生の女児が誘拐され、茨城県 内で殺害・発見されるという痛ましい事件が起き た。今市市は、特別史跡・特別天然記念物の二重 指定を受けた日光杉並木約37kmに渡りうっそ うとそびえる「杉並木のまち」。そして、全国的に 有名な日光国立公園・日光東照宮がある日光市 (2006年3月20日より今市市も日光市とな る)の玄関口。まさに、外面的には、誘拐犯罪な どとは無縁のたたずまいの田舎街。こうしたとこ ろにまで弱い者への危害が及ぶ社会現象が広がり を見せてきたことには驚くばかりだ。

今市市教育委員会によると、2004年の5月 から市内の小中学生全員に防犯ブザーを配布して いるという。殺害された女児もランドセルに付け ていたはずだったとのこと。しかし現場周辺は、 林に囲まれ車や人の通りもまばら。仮に防犯ブザ ーを鳴らしても聞こえなかった可能性が高い、と 見られている。

防犯対策のIT化自体は急速に進んできている。 GPSシステム機能で子供の位置を把握し、第三 者に電源を切られても十五分ごと再起動して位置 情報を契約者に送り続けるシステムや、CNN4 2号において紹介した横浜市の小学校でのICタ グ登下校監視システムなどが典型。

もっとも、今市市のケースからも分るように、 IT監視への過大な期待は禁物のようだ。ただ、 連続する痛ましい犯罪が呼び水となり、IT監視 もうまく行かないとなると、むしろ「自警監視」 社会化の波が止め処もなく広がることが危惧され る。よそ者も排斥することも兼ねて、地域住民の プライバシーを丸ごと自警監視しようとする考え 方は問題だ。ヒステリックにならずに、冷静な対 応が求められる。

オーストラリア連邦プライバシーコミッショナー 職場での電子メール、ホームページ閲覧及び プライバシーに関するガイドライン

(2000年3月30日)《仮訳》

Australian Privacy Commissioner Guidelines on Workplace E-mail, Web Browsing and Privacy

《邦訳·仮訳》PIJ比較法令検討委員会

場における被用者のプライバシー問題(Workplace Privacy Issues)は多岐にわたる。例えば、職場への監視カメラの設置、無線ICタグ(RFID)つきの制服による被用者の職場内での行動監視などが進むにつれて、被用者のプライバシー保護が重い課題となっている。また、職場での電子メールやホームページ閲覧履歴の雇用主(使用者)による検閲と被用者のプライバシー保護も、いまや放置できないほど深刻になってきている。

雇用主にとっては、職場における被用者の私的な電子メールのやり取り、仕事には直接関係のないホームページ閲覧などを、雇用関係上でのように考えたらよいのかが問題となる場合である。例えば、就業時間内における職務とは関係のないも関係のないが問われている違反するのではないかが問われてり取り直接である。とりわけ、被用者がもりいる場合は大きないる場合は大きないのもし、いかがしている場合は大きなに直接続し、いかがである。とりわけ、前週覧などを行っている場合は大きないのでは、かがである。とりでである場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合にある。としての法的責任を問われかねない。

一方で、だからと言って、雇用主は、各被用者の電子メールのやり取りやホームページ閲覧 履歴に常時アクセスし、さらには内容を自由に 検閲できるのでよいのかといえば、これも問題である。とりわけパスワードやメールアドレスは、職場のみならず、就業時間外に自宅などでも利用している場合も多々ある。また、インターネット自体、ボーダーレスな空間であり、一機関を越えて展開される通信手段である。したがって、職場における電子メールやホームページ閲覧に関し、被用者のプライバシーをどう考えたらよいのかは重い課題である。

残念なことに、わが国では、この課題についてはこれまで満足な検討が行われてきていない。明確なルールもガイドラインもないような状況である。

この問題に関して、オーストラリア連邦議会のオンブズマンである連邦プライバシーコミッショナーは、2000年3月末に「職場での電子メール、ホームページ閲覧及びプライバシーに関するガイドライン」を出している。

このガイドラインでは、各機関に対し、労使協議を重ねた上で、それぞれの機関に合った「ポリシー」、いわゆる"職場での電子メール、ホームページ閲覧とプライバシーに関する規程"をつくり、周知するように勧告している。

今後のプライバシー政策提言の参考資料にするために、PIJ比較法令検討委員会に、このガイドラインの邦訳をお願いした。

(CNNニューズ編集局)

序

政府機関や民間機関におけるインターネットの 普及とともに、そこで働く者(被用者)の電子メ ールやホームページ閲覧行為に関するプライバシ ー問題が大きく注目を浴びるようになってきている。これら被用者は、それぞれの機関の設備やネットワークを利用している事実にもかかわらず、 自分らの電子メールやホームページ閲覧行為は私 的なものと考えるかもしれない。状況によっては、ネットワークへの接続規制や安全管理措置(パスワード等)は、利用者にプライバシーは護られているとの幻想を持たせ、かつ、自分らの閲覧行為や電子メール内容が検閲されていることに気づかせないことになるかもしれない。接続規制とは、不正な接続を防止することにあることが理解されていないようである。

このガイドラインは、諸機関が、明確なポリシー(規程)を作成することにより、この問題に対するそれぞれの機関の考え方をその被用者に周知する場合にとるべき手段を勧告することを目的としている。

職場における情報・通信技術は、一方で、その利用をどのように監督するかについて問題を生じさせている。こうした技術には、電子メールやホームページへの接続も含まれる。コンピュータや関連する内部のネットワークは、それぞれの機関により規制され、かつ、雇用主にはその適切な利用をはかるために指示を与える責任がある。

明確な指示がなければ、職場にいる多くの者に とり、電子メールやホームページ閲覧の適正な利 用とは何を意味するのかがはっきりと分からな い。善良な慣行とは、被用者に対し、その雇用主 が自分らの期待や許容される実務を簡潔かつ具体 的に示すことを意味する。このガイドラインは、 善良な慣行を確立できるように支援することがね らいである。さらに、助言が必要な場合には、私 どもの事務局へ電子メールないし電話をしてくだ さい。

背景

職場におけるプライバシーへの期待

職場にいる間は自分はプライバシーが完全に犠牲にされても構わないと思っている被用者はいかった。雇用主は、被用者に対して、事務所、ロッカーないし書類保管庫を提供しており、被用するではかつ、自分のファークへの接続が認められている。通例、ネットワークやコンピュータシステムへの接続はでも対し、カードで管理されている。被用者は、それを頻繁付いるように奨励されるか、あるいは、あるいにではないパスワードを使い、それを頻繁付けがではないパスワードを使い、あるいは義務付けがある。では、あるののではないパスワードをではないパスワードをではないパスワードを使い、それを頻繁付けがあるように関助されるののではは、カールロ座及がしているのでは、カールの方がではないのである。このにする。このための接続を可能にする。このには、カールにする。このには、カールにはは、カールには、カールにはは、カールには、カールには、カールには

は、被用者に対し、誰も自分のファイルに接続できない、あるいはネットワーク上の自分の行為を 傍受できないとの印象を与える。被用者によって は、一般にシステム管理者がそのネットワーク上 のすべてのことに接続できることには気づいてい ない。

電子メール利用の技術的な現実とプライバシーほとんどの電子メールは安全ではない 電子メールは、暗号処理されていない限り、安全であると考えるべきではない。電子メールは、しばしば受け取った者は誰でも読むことができる葉書と比較される。電子メールは、伝達の際に、サーバーに保存されるので、判読が可能である。

電子メールは削除が困難である 多くの人たち は、電子メールはそれを削除すれば、永久に消え ると考えている。しかし、これは正しくない。な ぜならば、ほとんどの電子資料は保存用控え(バックアップ)が取られ、かつ、再生可能であるからである。

管轄及び法的課題

民間部門

プライバシーコミッショナー事務局は、職場での電子メールやインターネット閲覧行為に関するプライバシー問題について多くの質問を受けている。これらの質問から明らかになることは、一般に、被用者は職場における自分らのプライバシーを保護する法律があると考えていることである。オーストラリアにおいては、憲法上もしくはコモンロー上、プライバシーの権利は一般的に認められていない。しかし、2000年12月に、連邦

政府は、個人情報の公正な取扱いのための連邦プライバシー原則に基づいた、民間部門にも適用ある包括的なプライバシー法を上程した〔訳注・この法律は現在実施されている〕。この法律は、一定の要件の下では「被用者記録」以外の個人情報を含む被用者の電子メールに適用される。また、この民間部門にも適用ある法律は、被用者のホームページ閲覧行為に関する記録にも適用される。公的部門

プライバシー法に定められた情報プライバシー原則(IPPs=Information Privacy Principles)は、連邦および連邦首都直轄地域(ACT)政府の機関にのみ適用になる。このプライバシー法の適用のある管轄内において、個人情報を含んだ電子メールは、当該プライバシーにいう記録にあたる。IPPsの第1~第3は、個人情報の収集に対して適用される。一方、IPPs第2および第3は、個人情報が手動で収集されている場合に適用される。したがって、情報が自動的に記録される形において収集される場合には適用されない。

IPP第1は、収集一般に対して適用され、さらには記録にも適用できる。第一は、個人情報を収集する者の活動や行為に直接な関係する合法的な目的がある場合、その収集が当該目的達成に必要もしくは直接に関係する場合、さらには、その収集が不法または不正な手段によっていない場合に限り、これを収集することができると定める。したがって、被用者が自分らのネット行為が記録されていることを知らされていないとし言い換えると、ネットの利用者は、その所属する機関が記録付けを行っている旨を知らされるべきである。

IPPs第10および11は、個人情報が含まれる電子メールに適用される。IPP第10は、個人情報が含まれる記録をその目的以外に利用することを制限する。IPP第11は、個人情報の記録の開示を制限する。個人情報を含んだ電子メールは、IPP第11.1(a)~(e)の適用除外の規定の一つが適用になる場合に限り、これを開示することができる。

ポリシーの作成

プライバシーコミッショナーに対するいくつかの質問は、雇用主が、被用者に対し職務に関する目的に限り電子メールやホームページ閲覧を利用すべきものとし、かつ、この方針に従いあらゆる電子メールやホームページ接続履歴は傍受される

ものとする、と言明した場合に関係している。被用者が所属する機関は、そのコンピュータシステムやネットワークに対して責任を有しているので、その利用に関して監督権を有している。

収集され、かつ保有されている個人情報、さら には当該個人情報をどう取り扱っているのかにつ いて、情報主体に知らせることは、重要なプライ バシー原則の一つである。プライバシーコミッシ ョナーは、諸機関に対し、コンピュータ・ネット ワーク、とりわけ電子メールやインターネットを 被用者が利用することに関し、被用者と協議の 上、明確なプライバシーポリシーを作成するよう に奨励している。当該ポリシーの中に電子メール やホームページ閲覧を始めとしたネットワークの 適正かつ許容される利用について明瞭に定めるよ うに勧告している。こうしたポリシーは、包括的 なIT慣行ポリシーの一部として定めることもで きるし、あるいは電子メールとインターネット利 用に特化した個別のプライバシーポリシーとして 定めることもできる。こうした労使協議を通じた やり方は、被用者が受け入れ可能なポリシーの作 成につながるように思われる。

ガイドライン

諸機関が、ポリシーを作成する際に、あるいは 現行のポリシーを改定する際に、参考にできるよ うに、次のようなガイドラインを定める。

- 1. 被用者に対しポリシーが示されるべきであり、かつ、雇用主は、そのポリシーを被用者に対ししっかりと周知しかつ理解されるようにすべきである。できれば、当該ポリシーは、ネットワークと接続するときにその利用者の目にとまる表示の形でリンクさせるべきである。
 - ~被用者との協議もまた有益である。協議手続きは、雇用主に対しどのような被用者による電子メールの利用やホームページ検索が適正な行為となるのかを理解させ、かつ、被用者が不適正な電子メールやインターネット利用に伴いその機関に与える危険性についての理解を深めさせることができる。
- 2. ポリシーには、どのような行為が許容されるか、あるいは禁止されるかを明示すべきである。
 - ~ どのような利用が適切なものであるのかは、そのシステムを持つ機関ごとに検討され、

決定されるべきものである。ただ、単純にすべての行為は「職務に関連」するものでなければならないとは明確にいえない。どのような機関内での電子メールの利用および外部の他の機関への電子メールの個人利用が適切なのかについては、ガイドラインで定めるべき限界がある。格別、次のような行為、例えば電子メールによる嫌がらせ行為、復しゅう(権利侵害的な電子メールの送付)、誹謗中傷、情報の暴露、をすること、あるいはわいせつ画像を送付することは、禁止される。

ホームページ閲覧に関し、適切な利用とは何かを定義することはかなり難しい。ホームページはそれが読まれない限り問題がないといえるかどかは疑問である。ホームページ検索エンジンを操作することは、予想もしないような不適切な結果を招くかも知れない。関連サイトへの接続が誤った方向へ導くかも知れない。職務に関連したインターネット利用問題についての被用者との話合いがこうした問題の解決につながるように思われる。機関が職務関連についてのみの慣行を確立しようとするならば、この場合には、職務関連とは何かについてはっきりと具体的に定めるべきである。

ポリシーの策定にあたっては、すべての関連 法令を参照すべきである〔以下、邦訳中略〕。

性別・人種・障害による差別禁止法や職場関連諸法は、公的部門と民間部門の双方に適用がある。とりわけ、雇用主は、これらの法律の下で、性的ないやがらせ行為、人種的中傷その他電子メールやインターネットを使った違法な差別から被用者を保護する義務を負っていることに注意すべきである〔以下、邦訳中略〕。

3. ポリシーには、どのような情報が記録され、かつ、その機関において誰が被用者の電子 メールやホームページ閲覧行為に関する利用履 歴や内容に接続する権利を有するのかを明確に 定めるべきである。

~通例、被用者の電子メールボックスには、 その者が送付したメールのみならず、受領した メールが記録される。保存用控え(back-ups) やファイル保管庫(archives)には、利用者が削除した電子メールの控えが記録されている。通 例、記録される事項は、通信文の実際の内容、 通信文が交わされ、受領および開封された日時、さらには、送付者と受領者のアドレスである。ホームページ閲覧をすれば、訪問したサイトの種類、その日時、その時間の履歴が残る。通例、被用者のメールボックスや利用履歴を育る者にのみ与えられている。このは、そのシステムを管理するしたがは、おりつには、がはできる限り制限されるべきであり、ままである。ポリシーには、どまにないますで、エエ担当者が正式に被用を合ったで、エエ担当者が正式に被用のので、エールや閲覧履歴に接続できるかを箇条書きにすべきである。

ポリシーには、機関が、どのような要件の下で、電子メールの内容や履歴を〔第三者へ〕開示するのかについて、簡潔な言葉で定められるべきである。多くの機関は、法的な強制がある場合に限り、こうした開示を行っている。

- 4. ポリシーには、その機関のコンピュータ 安全管理措置について定めるべきである。電子 メールの不適正な利用は、システム安全管理、 被用者などのプライバシー及びその機関の法的 責任に脅威になる。
- 5. ポリシーは、簡潔な英語を使い、その機関が許容する電子メールやホームページ閲覧の慣行に関する規程に従って、どのように被用者のコンプライアンス状況を傍受ないし監査するのかを箇条書きにすべきである。
- 6. ポリシーは、インターネットと情報技術 の急激な展開について行くために、定期的に点 検されるべきである。ポリシーは、重大な変更 が行われた場合には、再度周知をはかるべきで ある。これにより、被用者に対して伝達したい ことを確実に伝えることができる。

むすび

システム管理者には、一定の要件に従い、被用者の電子メールや閲覧履歴に接続することが認められている。しかし、被用者の電子メールや利用履歴を、誤解を受けるような、系統だった、継続的な監視に付す必然性はない。

諸機関は、被用者の通信に関するプライバシーは、その機関の明示されたポリシーを遵守している場合には、確実に尊重されるという環境を育成するように奨励されている。

機関と被用者の法的な利益のバランスをとること は難しい。しかも、このバランスは、それぞれの機 関により異なる。職場においてプライバシーが尊重 されていないと被用者に思わせるようなポリシーな いし慣行は、権利侵害的でありかつ抑圧的なものと みなされる。このような場合には、モラルや生産性 に対して悪い影響を及ぼすものと思われる。

《オーストラリア連邦プライバシー法上の11の 情報上のプライバシー原則(IPPs)について、 詳しくは、石村耕治『オーストラリアの納税者番 号制とプライバシー』(1992年、(財)日本税 務研究センター)83頁以下を参照ください。 CNNニューズ編集局》

No . 1

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

最新のプラ イバシ・ニ ュ・ズを 点検する

血税のムダ遣い、機能不全の 電子政府(e-Japan)構想

(CNNニューズ編集局)

周知のように、電子政府(e‐Japan)構

想は、2001年度から始まった。現在ネットで

申請できる手続は約1万3千種類。このうち、書 類申請などの利用件数が年間10万を超えるとい

うことで、内閣官房のIT担当室が利用件数など

♪ロードバンドなどでは世界一安い価格を 実現し、光ファイバーの普及率でも先頭 を走っているわが国。だが、世界最先端 のIT国家建設を標榜としたe-Japan構想 は迷走。多額の費用を投じ、鳴り物入りで始めた 住基ネットやインターネットなどを使った電子政 府構想の利用は遅々として進まず。機能不全に近 い惨憺たる状況だ。

日本経済新聞2005年11月8日朝刊記事 「電子政府 利用進まず」では、惨憺たる電子政 府の利用状況を報道。インターネットを使って役 所へ申請手続をする電子政府構想で、主要な行政 手続の8割で、ネット申請の利用率が1%にも達 していないと報道。ネット申請の後に郵送手続が 必要であるなど、使い勝手が悪く、ユーザーズフ レンドリーではないのが原因と指摘。ネットの活 用が進めば役人の頭数を大幅に減らせるはずだ が、省庁にはその意欲が乏しく、今のところ効果 はほとんどなしと批判。

を追跡調査している手続は166種ある。このう ち、04年度にネットからの利用がゼロだった手 続は4割の60種。利用は極めて低水準であっ た。さらに、利用率1%未満は134で8割を越 す。残る2割の手続の利用率も低く、ネット申請 が全体の利用件数の半分を超える手続は16種と いった状況。 この記事を読むと、当初、PIJが想定していた

とおりの結果がでていることがわかる。国税庁の 進める国税の電子申告(e-Tax)も、当初の 当局が出した利用見込みが6.5%であった。だ が、実際の利用率は、0.264%。国税庁との 護送船団方式で、税理士会が音頭をとり推進した 電子申告の不振。税理士がIT投資した資産が陳

> 腐化し「不良資産化」して いる証拠を示したようなも のだ。

確かに、本人申告では、 インターネット申告の方が いい場合も多い。しかし、 公開鍵を使ったインターネ ット申告は、手続が煩雑 で、税理士の行う代理人電 子申告には不向き。むし ろ、専用線を使った簡易な

このことは、すでにアメ

電子申告が最適。

2004年度・利用率が1%未満のネット申請

申請手続の種類	年間平均申請数(千件)	ネット利用率(%)	当初の利用見込み(%)
国税の確定申告・ 修正申告(財務省)	20,000	0.264	6 . 5
商業・法人登記 申請(法務省)	2,100	0.732	非公表
雇用保険の 資格取得(厚労省)	7,225	0.019	1 0
年金受給者の住所 変更等(厚労省)	1,726	0	1 0
国民年金保険料の 還付請求(厚労省)	8 8 9	0	1 0
労災保険の休業 給付請求(厚労省)	7 5 4	0	1 0

2006.1.10 -29 リカやオーストラリアなど "電子申告先進国"で体験済みのところだ。この点については、PIJは口をすっぱくして何度も苦言を呈したところの。 だが、税理士会は、国税庁の御用団体の如りで、こうした苦言を "雑音"ととり、まったく間でもたなかった。電子申告の導入の際に、代理士業務の特性には配慮せず、政府の本人申告・申請を基本とした仕組みの延長線上計画を進めたことが、このような惨憺ちる結果を招いたことは明白だ。不毛の電子は重い。

批判するのは簡単。だが、現実には、税務署を 初めとして多くの行政機関において、多額の税金 をつぎ込んで導入したシステムがほこりをかぶっ ている。 e・taxは、会計検査院からも、血税 のムダ遣いと名指しされた。このシステムの電子 申告で代理人申告を行おうとした税理士や税理士 法人の事務所でも、陳腐化したソフトやハードを 抱え、半ばあきらめ顔である。

電子申請に挑戦しようとある役所に訪ねたら、担当者が良く分からないということで「電子申請はやめたほうが良い」とアドバイスされたという話を聞いた。電子証明書には、都道府県が住基カード保有者に発行するものと、民間の認証機関のものがある。所得税の納税申告はとが発行するものがある。所得税の納税申告はといった具合。用途により電子証明書が異なる。初めから、電子証明書の発行は民間に全部任せてていまえばよかったわけである。何のための住基ネットの導入だったのだろうか?少なくとも、電子政府実現のためは"夢物語"。とすれば、住基ネットは、やはり国民のプライバシーの一元管理だけがねらいといえる。こんな危険で役立たずの住基ネットは、血税のムダ遣い、早急に廃止すべきである。

No . 2

ひ弱なわが国のプライバシー保護環境の実態

無線ICタグ装着の制服で職場監視に、無策の労組

最新のプラ イバシ・ニ ュ ・ ズ を 点 検 す る

R F I D (無線 I C タグ)付制服を使った 労務管理システムに異議あり

(CNNニューズ編集局)

日本印刷は、無線ICタグ(RFID)を制服に装着させ、従業員の職場監視を可能にする労務管理システムを開発した。表向きは、航空会社やホテルなどの制服が外部に流出を防ぐのがねらいとか。特殊な防水樹脂でカバーしたICタグを制服に縫いつけ、制服を従業員に貸与するときと回収するときに、リーダーでタグに内蔵された情報を読み取る仕組み。タグは、特殊樹脂でカバーされているために、熱や洗いに強いという。

一方、ICタグを縫い込んだ制服を使った労務管理システムを動かすソフトは、名古屋市にある東海ソフトが開発。リース(ASP)方式で貸し出すという。

読み取ったICタグ情報は、インターネットを 通じて大日本印刷のサーバーに集約するという。

企業の制服管理者は、インターネットでこの大 日本印刷のサーバーに接続すれば、制服の所在を 確認できるという。

このシステムのイントロダクションコストは5

0万円から。オペレーションコストは月35万円 からとか。

確かに、航空会社やホテルなどでは、盗まれた制服を着て、施設内になりすまし進入する危険性がある。しかし、不正侵入者は、こうしたIT企業が考えているほど、おつむが悪くない。手口も巧妙である。むしろ、「制服管理システム」と名うって、実質は、従業員の労務監視に大化けする方が恐ろしい。無線ICタグ(RFID)を使った職場内での従業員の位置確認、販売員の動向監視等々、労働を切り売りする者の「個人として尊重される権利」を侵害する可能性の方が大きい。

今回は、従業員の職場監視システムが「制服管理システム」のネーミングで登場してきた。この場合、現場の従業員は、システム導入に、なかなか表面からは反対しづらい。IT企業は、当然、こうした心理面も織り込み済みだ。雇用主の"従業員の監視を強化して、もっと奴隷のように働かせたい"というニーズに応えようとしているだけだ。要は「儲かるなら何でもやる、人権なぞクソ

食らえ!」の傲慢な連中。

PIJはかねてから、無線ICタグ(RFID) のプライバシー侵害的な使い方に警鐘を鳴らして きた(詳しくは、CNNニューズ42号参照)。

現在、わが国では、職場での無線ICタグ(R FID)の利用について、明確なルールもガイド ラインもない。労働者の権利を護るのが第一の使 命のはずの連合とか、労働組合も、まったく動きが鈍い。「こんな労組はいらない」になるのは当り前である。労組加入率を少しでも上げたいというなら、もっと愚直といわれるまでに働く者の権利を護る姿勢を鮮明にしてはどうか。まさに、労組のリーダーの資質が問われている。

群馬県が防犯カメラ運用ガイドライン制定

(CNNニューズ編集局)

本中いたるところに設置されている監視カメラの映像データの悪用が危惧される。群馬県地域創造課は映像データの悪用を防止するねらいで、「防犯カメラの運用に関するガイドライン」を作成し、昨(2005)年11月21日に、公表した。全国的に見ると都道府県レベルでは4番目だという。

群馬県内では、03年から刑法犯の認知件数が2年連続で4万件を超えている。治安の悪化が数値に表れたかっこうだ。こうした事態を憂慮し、県警や地域の防犯団体などが市町村と協力して繁華街や商店街に防犯カメラを設置する流れが加速している。県地域創造課によると、県関連施設に設置した防犯カメラは491台、県警運用分が33台あるという。

2004年10月に県警がJR高崎駅周辺に10台の防犯カメラを設置したところ、高崎署管内で今年1~9月、刑法犯認知件数が162件減って214件(減少率43.1%)になるなど、その

地域では一定の効果が上がっているという。もっとも、監視カメラが設置されていない地域に犯罪が移動しているだけではないかとも思われるが。また、地域住民らからは「自分らの画像が勝手に撮られているのに、それがどう使われているか分からず不気味」という声が出ていた。

「防犯カメラの運用に関するガイドライン」 1 目的

このガイドラインは、群馬県犯罪防止推進条例 (平成16年群馬県条例第45号)に基づき、犯罪防止に留意した施設の普及などによる安全なまちづくりを推進するにあたり、防犯カメラを設置する場合において、県民等のプライバシー保護の観点から、その適正な運用を図るために必要な方策を示すことを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおける用語の定義は、次に定めるものとする。

(1)防犯カメラ 犯罪の予防を目的として(施設の利用状況、混雑程度の把握等を主目的とし、 犯罪の予防を副次目的とする場合を含む。)不特 定または多数の者が出入りする場所に固定して設置された撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。

(2)画像 防犯カメラにより収集された映像及び防犯カメラにより収集された映像を記録したものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

3 基本的な考え方

- (1)このガイドラインは、防犯カメラを設置し、 又は管理する者(以下「設置者等」という。)が 実施に努めるべき方策等を示すものとする。
- (2) このガイドラインは、犯罪の予防への防犯 カメラの有用性と県民等のプライバシーの保護と の調和を旨に運用するものとする。
- (3)このガイドラインは、社会状況の変化等を

— 31

踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 設置者等の責務

- (1)設置者等は画像及び画像から得られる情報 の漏えい、滅失及びき損の防止等、適正な運用の ために必要な措置を講じるものとする。
- (2)設置者等は、防犯カメラを設置する目的、 施設の特色等に応じて運用要領を定めるものとする。

5 運用責任者等の指定

設置者等は、防犯カメラの運用責任者を指定するとともに、防犯カメラを操作する者(以下「操作員」という。)の範囲を限定するものとする。

6 画像表示装置の設置場所

設置者等は、画像を表示する装置を一般の者から容易に目視できない場所に配置するよう努めなければならない。 ただし、建物等の構造又は防犯カメラの機能上、これによりがたい事情がある場合は、この限りではない。

7 設置の明示

設置者等は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置区域内の見やすい場所に、設置者等の名称及び防犯カメラが作動していることを明示する措置を講ずるものとする。ただし、施設内等で設置者等が明らかな場合には、設置者等の名称を省略することができる。

8 画像の利用および提供の制限

設置者等は、次に掲げる場合を除き、画像を利用目的以外の用途に供し、又は第三者に提供して はならない。

(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合

- (2)法令等に定めがある場合
- (3)個人の生命、身体または財産を守るため緊 急やむを得ないと認める場合
- (4)捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を 受けた場合

9 画像の保存

設置者等は、原則として1か月以内の範囲で画像の保存期間を定めるものとする。

10 画像の消去

設置者等は、保存期間が終了したときは、画像を速やかに消去するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1)法令等に定めがある場合
- (2)捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を 受けた場合

11 苦情の処理

設置者等は、県民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受け たときは、速やかに 適切な措置を講ずるものとする。

12 指導及び勧告

設置者等は、運用責任者又は操作員がこのガイドラインの趣旨に反する行為をしていると認める場合は、報告を求め、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を執るべき旨を勧告するものとする。

13 守秘義務

設置者等、運用責任者及び操作員は、画像から 得られた個人情報を、8の(1)から(4)に掲 げる場合以外は、他に漏らしてはならない。

平成17年11月16日決定

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ) 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590

> 編集・発行人 中村克己・髙橋正美 Published by

Privacy International Japan (**PIJ**) IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021,Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590

http://www.pij-web.net 2006.1.10発行 CNNニューズNo.44

入会のご案内

季刊・CNNニューズは、PIJの会員 (年間費1万円)の方にだけお送りして います。入会はPIJの口座にお振込み下 さい。

> 郵便振込口座番号 00140 - 4 - 169829 ピ - ・アイ・ジェ - (**PIJ**)

NetWorkのつぶやき

・小泉自民党に投票した家族が追い 詰められている。働く夫婦の増税、 お年寄りの医療費負担増、子供は徴 兵・・・自業自得? それにしても 存在感なき「誠司(政治?)の貧困」、 「総理をめざす男」の出番かも。 今年もPIJをよろしくご指導を!(N)

編集及び発行

人